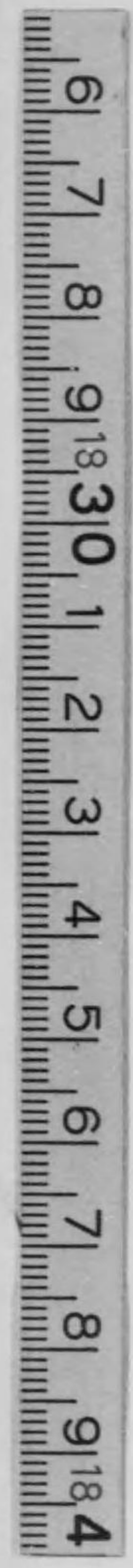


275
5



始



30

竹越與三郎著

人民讀本

東京

合資
會社

富山房發兌

大正
2. 10. 24
丙寅

人民讀本に題す

吉野は材木を以て生命とす。故に其土の人、山林に入るや、何人の所有なるを問はず。苗木の傾けるものに逢ふや、之を直ほして屈節彎曲の癖を生ずるを防ぎ、途に旅人の捨てたる煙草の吹殻あるを見るや、之を踏みて山火事の禍を防ぐ。上は大地主より下は傭夫に至るまで、習性となりて、皆な此の如し。余之を聞き長嘆して已む能はず。山林愛護の念の切實にして、用意の周到に、共同生活の精神の普及する此の如し。吉野の杉樹の脩直堅實、天下に聞ゆるもの決して偶然にあらず。若し我國民にして憲法を愛する此の如く、能く之を己がものとして愛し、己がものとして意を注ぐに至らば、何ぞ憲法政治の安全に發達せざるを憂へん。

我國憲法政治を布きてより已に二十五年。其發達見るべきもの少

からざるも、世間、猶ほ曲學、權家に媚び、憲法政治を以て寡人政治たらしめんとする者あり。無智にして時會を知らず、憲法政治を以て亂民政治と爲さんとするものあり。而して最も憲法政治の精神を普及するに力を用ひざるべからざる國民教育、此點に就きて最も闕如たるを以て、憲法政治の大精神、尙ほ深く國民の胸中に泌まず。平生、事なき時に於ては、其不可を見ざるも、一旦變あり、奸雄、其隙に乘ずるあらば、即ち危殆の極と云はざるべからず。昔カプウルは以太利建國の業を終りて後慨然として曰く、以太利は已に起てり、之より以太利人民を建てざるべからずと。余は此語の殊に日本帝國の現狀に適切なるを覺ゆ。

英國の立憲政體が如何に能く國民教育に於て講説せられ、シテツンリーダア(公民讀本)の類が如何に廣く讀まるゝかは之を云ふの要なし。佛國の如きは、舊政より新制に移りて、年所未だ新に、動もす

れば、僧侶、策士のため、新制の精神の没却せられんとするを以て、國民教育に於ては、全幅の精神を以て、新制の精神を吹き込まんとし、アンストリユクシヨン、シヴキツク(法制教育)の一書、數十種の著作あり。今我國、有司專制より憲法政治に移るの跡、之と相似て、憲法政治の精神の解せられざる、是、彼よりも甚し、思ふに此間の事實を知る者、それ必らず、余が此小冊子を著はしたる心事を諒とせん。

若しそれ憲法政治の大精神、國中に磅礴し、憲法を愛護すべき萬里の長城、國民の胸中に築かれんには、百歳の後、奸雄出るも、それはた何をか爲さん。余が此小冊子、此長城の瓦の一片ともなるを得ば、余の願即ち足れりとす。

大正二年九月二十七日

前橋に於て

竹越與三郎

人民讀本

目次

第一章	大日本帝國……………	一
第二章	日本の現状……………	五
第三章	自愛心と愛國心……………	一〇
第四章	何故に國を愛するか……………	一三
第五章	國家の興廢と個人の存亡……………	一八
第六章	愛國心の努力……………	二二
第七章	國家と天皇……………	二五
第八章	立憲君主國の開幕……………	二九
第九章	愛國即ち忠義……………	三二
第十章	憲法とは何ぞ……………	三九
第十一章	憲法上に於ける天皇と人民……………	四五

第拾二章	大臣の任免	五〇
第拾三章	帝國議會	五五
第拾四章	議會は萬能にあらず	六一
第拾五章	投票	六四
第拾六章	政黨	六九
第拾七章	歳計豫算と租税	七三
第拾八章	外交の變遷(一)	八二
第拾九章	外交の變遷(二)	八七
第二拾章	外交の變遷(三)	九二
第二拾一章	國民の外交	九七
第二拾二章	陸軍の組織	一〇五
第二拾三章	海軍の組織	一一〇
第二拾四章	戦争は何の爲ぞ	一二四
第二拾五章	戦争に處する國民の心得	一二九
第二拾六章	兵士としての立憲人民	一三四

第二拾七章	國家と宗教	一三〇
第二拾八章	教育	一三五
第二拾九章	法廷に於ける人民(上)	一四〇
第三拾章	法廷に於ける人民(下)	一四三
第三拾一章	刑罰	一五〇
第三拾二章	國民の經濟(上)	一五五
第三拾三章	國民の經濟(下)	一六〇
第三拾四章	政治の主義及び政策	一六五
第三拾五章	地方政治の一斑	一七三
第三拾六章	時勢に順應する處世の道	一七七
第三拾七章	政治と生活との關係	一八三
第三拾八章	寛容の精神	一八八
第三拾九章	宗主國の地位	一九三
第四拾章	海外雄飛の心	一九七
第四拾一章	婦人	二〇〇

第四拾二章 新聞紙と講説：……………106
 第四拾三章 日本國民の理想……………111

目次終

人民讀本

竹越與三郎著

第一章 大日本帝國

地球の表に國あること恰も海上に島の散在するが如くに多し。此等の國は、其の文明の程度、國力の大小、歴史の由來によりて、自ら階級と種類とを異にす。獨立國あり、保護國あり、藩屬國あり、國を爲さんとして、未だ成らざる殖民地あり。獨立國の中、また更に、一等國、二等國、三等國の區分あること、汽車に上中下の階級あると相似たり。此の區分は何人が規定したりと云ふにはあらざれとも世界の趨勢にて自然に斯

由來ナリキ 獨立國ナリキ 保護國ナリキ 地球の表に國あること恰も海上に島の散在するが如くに多し。此等の國は、其の文明の程度、國力の大小、歴史の由來によりて、自ら階級と種類とを異にす。獨立國あり、保護國あり、藩屬國あり、國を爲さんとして、未だ成らざる殖民地あり。獨立國の中、また更に、一等國、二等國、三等國の區分あること、汽車に上中下の階級あると相似たり。此の區分は何人が規定したりと云ふにはあらざれとも世界の趨勢にて自然に斯

藩屬國
保護國よりも下
殖民地よりも上
外交のみならず
内政も本國の世
話になるもの多
し(Dependency,
デペンデンス)

殖民地
本國の人民の出
店にして外交は
本國にまかせ、
内政も本國の官
吏の手中にある
もの多し(Colony,
コロニー)

大使館
Kakka
Embassy

格
カク

特權
トケン

公使館
Kokushikan
(Legation)

全權公使
Kankankanshi
(Minister plen-
ipotentiary)

辦理公使
Hanjinkanshi
(Minister Resi-
dent)

全權大使
Kankandaishi
(Ambassador)

くは定められたるものにして、殆ど法律にて定められたる
と同じく、孰れの國も、此の規定に乖く能はず。一等國とは強
大なる軍備を有し、強固なる政府を有し、殖民地、若くは保護
國若くは藩屬國を有し、此等のものを支ふるに十分なる富
を有する國にして、全權大使を派遣し得るものは、唯此の一
等國のみ。國力之に次ぐものを二等國とし、之に次ぐものを
三等國とす。全權大使は其の國の帝王若しくは大統領の代
表者にして、其の居住する大使館は、臨時の宮内省たる格式
を有し、従つて之に伴ふ特權を有す。二等國、三等國の使臣を
全權公使或は辦理公使とし、其の格式は外務大臣の代表者
にして、其の居住する公使館は、外務省の出張所に等し。若し
二等國、三等國が一等國と同じく、全權大使を他國に送らんと
欲するも、他國の政府は之を好まざるがため、事實に於て

伍班
ゴバン

全權大使
Kankandaishi
(Ambassador)

一等國にあらずんば、大使を派遣するの權利なきに同じ。方
今世界の大事は、此等一等國のみ相談合して處分するがた
め、世界は一等國のみの舞臺なりと云ふも過言にあらず。
我が日本帝國は東洋に偏在して、久しき間、世界の氣勢に後
れたるが爲め、六十年前、世界列國と交通を始めたる頃は、第
三等國の待遇を受けしが、先帝を始めとして、朝野の政治家、
皆銳意努力して、速かに三等國の伍班を脱して、一等國とな
らんと欲し、萬般の經營、此の目的に向けられしが爲め、國力
充實して、文化進歩し、明治二十七年には歐米諸國が、我が國
を三等國として待遇したる記念とも云ふべき通商條約を
改正して、歐米と對等の交際を初め、明治二十八年には清國
を破りて、和を乞はしめ、明治三十八年には歐洲の覇權を握
りたる露西亞を破り、今は純然たる一等國の伍班に入り、互

宿志カネテノチモヒ

衝動シロウドウ
緊張キンテンカウ

に全權大使を交換するに至り、凡そ東洋に關係ある大事件は、一として日本帝國の發言なしに決定しがたき状態となり、國民來年の宿志、始めて達することを得たり。今日、世界の一等國と稱するは英吉利、獨逸、露西亞、佛蘭西、奧太利、伊太利、北亞米利加合衆國及び我が日本にして、其の他の諸國は或は二等國たり、或は三等國たり。以上の一等國は現在の地位を占めんがために、多くは一百餘年の歲月と、努力とを要したるに、我が日本帝國が數十年にして此の地位を占むるを得たるは、實に神武帝の創業以來二千五百年間蓄積したる勢力が、歐米の文明によりて新しき衝動を受けて、上は著名の政治家、學者、軍人より、下は無名の一市民に至るまで、世界の氣勢に後れまじと云ふ決心を有せざるものなきほどに、民心強く緊張したるが爲めに他ならず。今の青

光華カウカ
卒ソウ

年、幸に生れて國史中最も光華ある此の時代に遭遇しては、徒に日を過ごし、草の如くに亡び、木の如くに卒るべからず。須らく此の國のために其の力を盡し、更に之を偉大ならしめて、後世に遺さるべからず。從來青年が學校にて讀習したる所は、人の子たり、兄弟たり、一家の主人として家業を勵むことにつきて必要なること多かりしならん。余は之より日本人民として、天皇と共に此の國を治め、此の國を進ましむる權利と責任と心得とにつきて語らん。

第二章 日本現狀

大日本帝國は神武天皇が始めて國を建てしより、已に二千五百七十餘年を経過し、世界に於ては最も舊國の一なれど

支那を中心とし、東西南北の民を皆な野蠻人とて名を付けしものにて皆な均しく蠻人を意味す

明朝

仰敬

も、久しく東洋に偏在せるがため、文明に於ては常に他國に後るゝを免れず。朝鮮の如きも數ば我が侵略を受けしに係はらず、傲然として心私に我を輕んじたる時もありたりき。支那に至りては其の國を以て世界の中心なる華國とし、其他の國を分ちて東夷、南蠻、北狄、西戎となして我が國を東夷の一に數へ、足利將軍義滿の如きは、明朝より王號を受け、之を喜びたるほどなりき。是れ皆我が文明が外國に後れたるがために、之を學びたる結果に外ならず。豊臣秀吉以後に至りては、國民自尊の念起りて、敢然として明國と相争ふの心を生じたりと雖も、文明の一點に於ては、依然として支那を仰敬す。幕府時代の或識者は漢學者を罵りて、彼等は江戸よりも、品川に住居するを喜ばん。是れ一步たりとも長崎に近きが故なりと云ひしことあり。然れども事實に於て唐

現今北海道に殘存する深毛人種

沈淪

國姓爺

明の鄭成功の子は、姓を朱と云ふ。明の終の天子、鄭成功の終の天子、を與へて明朝回姓

の制度、法令、宋の儒學、文章、印度及び支那の佛教が、我が文明を養成したるは争ふべからず。斯く我が文明が支那、印度、朝鮮の雜種なるが如く、我が人種もまた極めて複雑にして、大部分は朝鮮人、支那人、アイヌにして、之にマレー人を雜へたるものなり。然るに我等と同人種の國が、夕陽の如くに沈淪するに方り、日本帝國のみは、巍然として世界最大強國の一に加はり、東洋の諸國、影の形に従ふが如く、我が國を模範とするに至りしを見ては、何人も夢心地するならん。豊臣秀吉が明と戦つて抛擲せざるべからざるに至りし朝鮮は、今我が領土となり、我が長崎の少女が支那人を夫として生みし國姓爺が、心にかけて臺灣は、我が殖民地となり、曾て露國のために奪ふが如くに交換せられたる樺太は、其の一半我に返り、古は勃海國と稱して獨立

復の事を謀らしむ、朱は即ち國の姓なるを以て時人之を國姓と云ふ義なり

勢力圏内

寸土尺地

一才一尺の土地

公家武家を除きしものにして此人口二百萬人に近かりき

隔世

し、我と對等の交際をなしたる滿洲の南部は、我が勢力圏内に入り、天智天皇が朝鮮より手を引きし以來一千二百年間、寸土尺地も増加せざりし國境頓に擴大し、明治二十七年迄八萬七千四百七十五マイル平方に過ぎざりし面積は、十七萬一千九百四十六マイル平方となり、五千萬人に過ぎざりし人口は、六千三百萬人となる。此の外更に我が天皇の政令を奉ずる南滿洲をも數ふるを得べし。我が歴史中最も泰平なりし徳川時代の文政十年は、今より八十年前にあり、此年の人口二千七百二十萬人なりしに思ひ較べては、殆ど隔世の如き感を生ぜざるを得ず。また明治元年には我が政府の歳入三千二百萬圓にして、國民一人の負擔八十錢なりしが、明治二十七年日清戰爭の前には、八千萬圓となり、戰後直に二億六千萬圓となり、明治三

殖民地の海外貿易も此中にあり

擬戦

常勝軍

十八年日露戰爭の後には六億圓となり、國民一人の負擔十二圓となる。我が商船は海外至る處の港灣に日章旗を掲げて出入し、我が國民の海外に在住するもの二十萬人に達し、海外に來往すべき千噸以上の船舶、三百八十艘にして、百十三萬噸を數ふ。明治元年頃は、我が輸出入の總額は二千六百萬圓にして、一人の割當六圓五十錢内外なりしものが、今は總額十三億圓内外にして、一人の割當二十六圓に達し、鐵道の延長は七千四百マイルに達す。泰西の旅人は、曾て日清戰爭の前年迄、我が國の軍隊を「擬戦の兵士」と冷評したりしが、今や我が軍隊は常勝軍と稱せらるゝに至り、日露戰爭前迄、一艦の進退こそ爲し得れ、大艦隊の操縦は覺束なしと外人より罵られたる我が海軍は、今や世界に於ける最も沈勇善謀の艦隊と稱せらるるに至り、嘗て歐洲の政治家より猿の物

眞似と稱せられたる立憲政體も、年を追うて體を爲しつつあり。是れ皆國民の氣力、旺盛にして、恰も大雨の後、江水の自ら張溢するが如くなるを示す。此の如きは過去の歴史に會てあらざりし所なるのみならず、後の今を見ること、千歳最も有爲の期となさん。

第三章 自愛心と愛國心

此の如く強大に此の如く雄偉なる國は、何人のものなるやと問はゞ、何人のものにもあらず、皆我々人民のものなり。已に我々のものなるが故に、我々は之を大切にせざるべからず。國を大切にする心を愛國心と云ふ。

何人も己の身を大切にせざるものはあらず。心は樂しからんことを欲し、體は安からんことを欲するなるべし。之を名

尤トガム

血ク族ク
チン
キ
ン
ル
キ

兼ケン愛アイ
進シン展テン
ス
ミ
タル

づけて自愛心と云ふ。自愛心は凡ての人に共通なる自然の人情にして、寸毫も之を尤むべき理由あらず。然れども何人も己のみ安樂なれば、他の人々は如何に苦しむとも、心に關せずといふものにはあらざるべし。第一御身等は己の父母を愛し、父母の爲にはあらゆる艱難を忍ぶの心あるならん。また己の兄弟姉妹のためには、全力を盡して之を保護するならん。是れ他人のものにあらず、己の父母、兄弟姉妹なるが爲めなり。第二に獨り己の血族のみならず、己の朋友、己と志を同するもののためには、血族のためにすると同じく、力を盡すことならん。是れまた御身等の朋友、同志なればなり。斯く御身等以外の人を愛するも、また己を愛する心の進展したるものにして、之を名づけて兼愛の心と云ふ。

御身等の父母、兄弟、姉妹、其の他の人々相集りたるものを、家

トウチ
ヲツク
レ
統治

*
羅馬のシシロ

族と云ふ。家族の多く集りたるものを、民族と云ふ。民族が一個の政府によりて統治せらるゝものを國家と云ふ。國家とは取りも直さず家族の擴大せられたるものに外ならず。御身等は既に家族の一人として、家族を愛するの心あらば、須らく此の愛を擴大して、國家を愛せざるべからず。己か身の安樂を希ふが如く、己の家族朋友の安樂を希ふが如く、己か國家の泰平と、進歩と、強大とを希ふの心を名づけて、愛國心と云ふ。愛國心は自愛心の結實にして、また自然の人情に外ならず。古の哲人が「我が父母は大切なり、我が肉親は大切なり、我が朋友も大切なり、然れども祖國を大切にする心の中には、凡てを含む」といへるも、之と同じき意義なりとす。

第四章 何故に國を愛するか

愛國心は人情の自ら然らしむる所なりと云ふも、人若し國を愛するを厭ふものあらば、即ち如何と問ふものあらんか。余は之に答へて、如何に國を愛することを厭はんとするも、厭ひ得べきにあらずと云はん。其の理由は人は如何なる英雄にても、如何なる學者にても、國家を離れては生存し得べきにあらず。人を生ずるは天なれども、人を生存せしむるは國家にして、人は國家を離れては、一日も生存し得べきにあらず。故に愛國心の人に必要なるは猶衣服、飲食、住居の缺くべからざるが如し。凡そ人類が始めて此の世に出てし以來、三段の變化あり。第一、人類の極めて幼稚なりし時代において、種を蒔きて穀物を收穫するの知識なく、武器

調停 テウテイ
ナカナチランチイブン

によりて禽獸を防ぐの思慮もなく、唯、禽獸と相共に食を争ふの外なかりし。第二、已にして少しく智識を得、石によりて斧を作り、竹によりて弓を作り、禽獸を征服するに至りても、堅固なる家屋の風雨を防ぐに足るものなく、草木の有毒なると、醫藥の用あるとを區別するの智識なきがため、其の生活は自然の力と相争ふの外なかりき。第三、人類の智識已に進み、衣服、飲食、住居の道を覺ゆるに至りては、此の智識を有すると共に、貪慾の心もまた大にして、人と人とは互に相争ふに至る。此の如く人類が此の世に出てし以來、三段の變化ありしと雖も、皆争鬪ならざるはなし。故に此の世界は生活の戰場にして、人の一生は戦争に外ならず、此の戰場に於て、人を保護し、争を調停せんがために、國家は自然に作られしものにして、若し國家の中に入らざるものあらば、國家の保護を受くる能はざるが爲め、其の人は自ら滅亡するを免れず。

雜然 ヂャゼン
ウロウロ

奴隸とは人が其
身體を賣りまた

假りに國家なくして、唯、多數の人民が雜然として相群集生活すとせば、其の社會は如何なる状態を生ずべきか。已に國家なければ法律なきが故に、强悍なるものありて、我が名譽と利害とを侵害するものありとするも、之を防禦する能はざらん。已に國家なければ、警察なきが故に、夜盜強賊の襲ひ來ることありとも、已の獨力にて之を防ぐの外なく、不幸にして我に其の力なければ、之に降服するの外なからん。已に國家なければ、租税の法もなく、公衆のために道路を作り、交通の便を謀る能はざるが故に、人民道なき山野を來往するの他なからん。已に國家なければ、軍隊なきが故に、一の國家が我々を奴隸たらしめんとして、進撃し來るに遇はゞ、悉く

は掠奪せられ、
使せられ、
と云ふは、
ざるに取ら
弗利を加ふ
内地に入れば
猶ほ奴隷買
り、
今其れ

猶太人は曾て小
亞細亞地方にあ

其の奴隷となるの外なからん、人民が以上の患を免れ、財産を安全ならしめて、其の生を樂しむは、唯、國家あるがためなりとせば、之に對して人民が相當の租税を納め、相當の點まで服従し、相當の點までその自由を抑へらるゝも、之を忍びて、國家の力を進めんとするは、また自然に湧き來るの思慮なり。人間生存の本義は、自ら愛して、人をも愛し、自から生存して、人をも生存せしむるにあり。故に人が國家を愛して、之を強大ならしむるは、即ち己が他人と共に、共同生存せんとする所以に外ならず。

現に國家を作りしものにて、其の國家が強大なる勢力を有せざれば、他人より侮られて、凌辱と損失とを受くること少からざるは、目前數々見る所なり。況や國家なき人民に至りては、其の状態の悲酸なる、心を傷ましむるものあり。猶太

りし人種にして、
今世界に散布
して、
至る所に外
如く取りあつ
はる

本能
カライル
テニスンの言

人の如きは、即ち其の一例にして、古來小利を追うて諸方に離散し、自ら國家を作らざるがため、到る處に窘迫と凌辱とを受くれども、之を拭ふの術なく、徒に憤慨するのみ。余は我が青年が國家なき人民の不幸を見ては、我が國家を愛し、弱小なる國家に屬する人民の不幸を見ては、益、我が國家を愛せんことを希ふ。

以上は利害より説きしものなれども、此等の利害を他にしても、動物が生れながらにして、渴しては水を求め、飢ゑては食を求むるの心あるが如く、愛國心は人の本能より、自然に湧き出づるものなり。或學者は、愛國心の深さは地球の中心の如くに深く、何れの樹木と雖も其の根は之と深さを競ふ能はずといへるほどにして、凡そ世間人類の生活中、國を救ふほど高尚なる光榮あらざると共に、此の光榮を解する

能はざる人ほど、下劣なるものはあらざるなり、余は我が青年が、確に此の光榮を解することを信じて疑はず。

第五章 國家の興廢と個人の存亡

日本國民を人種學より論ずれば、決して純粹なる一人種にはあらずと雖も、今日に於ては已に儼然たる一の新人種を作成したれば、日本國民は一の大なる家族にして、我が青年は此の大家族の一員として、此の國家を繼承すべき、權利と義務とを有す。權利といふは、此の家族の一員として此の國家が有する權力と名譽と利益との分配に與かるを云ふ。義務といふは此の國家は一時偶然に發生したるものにあらず。我等の祖先が、或は禽獸草木と争ひ、或は風雨河海と戦ひ、或は異人種と争ひ、或は奸民惡人と戦うて、二千五百年間の

貽

極印

艱苦努力によりて、今日の日本人民に貽したる遺産にして、青年が此の遺産を繼承する上は、此の遺産を増し、其の價格を加へて、之を我が後世子孫に貽すべき責任を有するが故なり。吾々の一家に於ても、先人より財産を傳へられたる時、之を浪費するは罪惡にして、更に之を増加し、之を子孫に傳ふるの義務あるは、普通に了解せらるゝ所にして、所謂愛國心は唯、此の家族内に於て行はるゝ義務を、一國に推し擴げて、行はんとするものに他ならず。

我等は既に日本人たり。我等の日本人たるは、我等の額に極印を打ちたるほど明らかなるは、我等の容貌、我等の風采、我等の思想、我等の舉動、我等の嗜好、我等の感情、之を證明し、我等日本人各自の間には鐵鎖にて繋ぎたるが如き、堅固なる連絡を有す。然れば一個の日本人の言行は、即ち直に國家

強右衛門

の禍福たるは勿論、日本國の興廢は、即ち我等の存亡に關係す。昔家康の部下が敵軍のために圍まれて外界と交通を絶たれし時、鳥居強右衛門自ら援兵を家康に請ふの使者となりて、潜行し、使命を遂げて城に歸らんとしたるとき敵軍のために捕へらる。敵將、白刃を鳥居の頸に加へて之を脅迫し、城内に向つて援兵の望なしと報告せば、汝を活かさん。然らずんば立どころに其の頸を刎ねんと云ふに、鳥居は之を諾し、敵兵に伴はれて城外に到り、大聲を發して城内の同志忍耐せよ、大兵の來り救ふこと久しからずと叫びて、其の首を敵兵に授けたりき。人々の決心皆此の如くなればこそ、共同生活は爲し得るなれ。若し己は己、他人は他人として相顧みざるに於ては、一國の存立は保つべからず。一國の存立保つべからざるるとき、一人の存立また保つべからず。亡國及び弱國

の一員が、巨大の富を有しつゝ、他人に輕侮せられて僅に汚辱なる生存を保つを見れば、熾烈なる愛國心が、國民の存立に缺くべからざるを見るべし。

我が國は歴史以前には、數ば朝鮮人の侵害を受けしことあれども、歴史ありて以來、外國の侵害を受けしは、弘安年中、蒙古軍が九州に來襲したるを初めとす。此の時は軍人にあらざる普通の男女小兒までも、彼等の凌辱と虐殺とに遭ひ、對馬の如きは一鳥殆ど人跡を絶たむとしたりしほどなりき。若し不幸にして十萬の蠻人が上陸して、内地に攻め寄せたりとせんには、日本國の運命は如何に成り行くべきか。明治二十七八年の清國との戰、同じく三十七八年の露國との戰の如き、我が國幸にして勝を得たれども、萬一敗北我にあり、暴虐なる清國の軍隊、若しくは無禮なる露國の軍隊が、本土

蒙古人、支那を攻
てて之を亡ぼし
て自ら支那を
と號して四方を
征伐す。隊は元
本に來り、隊は
は歐洲に入、隊
今、歐洲に入、
子孫なり。其の

に上陸したりとせば、我が國の運命は如何に成り行くべきか。之を想像するだも、肌粟を生ぜんとす。若し此の役に於て我が兵士と國民とに愛國心なく、國家の興廢は人民の存亡に關係なしとし、冷然として相避けんには、我が人民もまた奴隸の如く、待遇せらるゝに終りしならん。侮辱も、無禮も不法も忍ぶべし。吾は唯、生存すれば足れりといふものならば、是れ其の生や禽獸の如く、其の卒や草木と擇ぶ所あらざるなり。

第六章 愛國心の努力

善きも、惡きも、日本國は先人より我等に傳へたる遺産なり。若し惡しくば、之を改善せざるべからず。若し善くば、更に一層其の美を發揮せざるべからず。日本帝國を圍繞する海原

海原

は、我等の祖先が此の國を建てんが爲めに戦ひたる遺跡にして、我等の居住する市府村落は、我等の先人が今日の國勢を作らんがために、奮闘したる墳墓ならざるもの少し。此の國を建設せる神武天皇、山城大和を中心とせる日本國を擴張して、日本島の全體に及ぼさんとしたる天智天皇、王化を北方未開の地に及ぼさんとしたる桓武天皇は、我が歴史上に比類稀なる英君明主にはあれど、是れ獨り皇室の祖先のみにはあらず。また等しく我々日本國民の祖先なり。蒙古軍を退けんとして、一家の浮沈を顧みざりし北條時宗や、一族を擧つて皇室に忠なりし楠正成は、獨り北條氏や、楠氏の祖先のみにはあらず。また齊しく日本國民の祖先なり。日本國民は、一大家族とも云ふべきものなれば、歴史上の英雄大人は、皆我等の祖先にして、彼等の血液は、我等日本人の脈管中

に流れつゝあることを忘るべからず。

我等の脈管には、已に此の血液あり。我等は國を愛し、國の爲めにあらゆる艱苦を嘗むることを辭せざるべし。或は我が國には常に天祐ありとて、之を恃みて此の國を護らんと欲するものあれども、是れ怯者の言ふことにして、剛健なる男子の言ふべきことにはあらず。弘安四年、蒙古が四千二百艘の戰艦を以て十四萬の兵を送りて我を攻め、遂に大風の襲ふ所となりて敗るゝや、世間之を以て天祐に歸するものあるも、無稽の說にして、關東、四國、九州の軍士が北條實政、宇都宮貞綱等、鎌倉屈指の大將の指揮の下に善く戦ひ、六月五日より六月三十一日まで二十五日の間、蒙古軍を防ぎて上陸するを得ざらしめたること、我が勝利を得たる原因にして、決して天祐にはあらず。若し天祐ありとせば、坐して之を

無稽
カシガヘナシ

劍光火影
ケンクワウカゲ

俟つべきにあらず。天祐は劍光火影の下に於て、始めて見るべきのみ。

獨り蒙古退治の戦のみにはあらず。日清戦争も、日露戦争もまた皆然り。愛國心のある所に、努力あり。努力のある所に、勝利ありしなり。余は我が青年が先人の遺風に學びて、國家のためあらゆる苦辛を甘しとせんことを望む。然れども戰場に出でずんば、愛國心を示す能はずとせば、大なる謬なり。工業にせよ、商業にせよ、學問にせよ、農業にせよ、苟も己を愛するの心を推し擴げて、國民全體を愛するの心事より出でんには、一として愛國の所業ならざるはなし。

第七章 國家と天皇

余は已に大日本國の人民としては、此の國家を愛せざるべ

統治權
トウチケン
チヤウチケン

無限絶體
ムゲンゼツタイ
アマリカマヤク、メ、ロ、ダ、モ、

専制君主制
センセイキョウシ
Absolute monarchy
キ

の中にて、之を治むる權力なくしては、統一靜定するを得ざるが如く、國家にもまた此の最大の權力を有するものなくしては、其の目的を貫ぬく能はず。此の權力を統治權といふ。此の權力は誰が所有するかといふに、國の歴史と事情とによりて、各相異なり。此の權力が帝若くは王の手中にあるを君主國と云ひ。人民全體の手中にあるを民主國と云ふ。或は君主と人民と共に此の權力を共有すと云ふことを主義とする國民もあり、是また君主國なりとす。君主國にても、君主が統治權を有するのみならず、此の權力を無限絶對に使用し、君主の良心の外、何ももの之を制肘するものなく、所謂生殺與奪の權、君主の手中にあるを、専制君主政體と號し、同じく君主國にても、其の權力を使用するに、憲法上の規定に準據し、天子の尊と雖も、此の規定を超越する能はざるもの

立憲君主制

Constitutional
monarchy
コンスチウウシ
ヨナルモナアキ

は、是を立憲君主國と云ふ。我が國は即ち立憲君主國にして、國を統治するは天皇の權なれども、此の權力を使用するに、は、憲法上の規定ありて、之を超越する能はず。必ず、帝國議會の協贊と、國務大臣の補弼とによりて、其の權力を行はざるべからざるを原則とす。余は之より細目につきてこのことを語らん。

第八章 立憲君主國の開幕

日本は今より二千五百年前までは、一國を爲さず。各地に部落ありて、部落の酋長、互ひに相争鬪したりしが、神武天皇始めて其の要部を統一して、皇位に即きて以來、皇位は今日に至るまで、連綿として神武天皇の系統に屬し、此の皇位の統治の下に、今日の國運を來したり。但し此の間、政治の實際に

外戚ゲイセキ
ヘ、ガダシムルキ

朝堂テウダウ
キイナチスルキ

於ては、多くの變遷あり。紀元千四百年代より藤原氏皇室の外戚となりて、權力を擅にしたるより、國家統治の實權は、漸々、藤原氏に移り、甚だしきは天子の廢立すらも之を行ふたりき。紀元千七百年代後三條天皇、此の狀態を憤り、自ら天皇の實權を行はんと欲し、朝堂に出て、百官を招集したれども、藤原氏の一族、相率ゐて朝廷を退き、藤原氏ならざるものも、また、藤原氏の威力を憚りて、朝堂に留ることを爲さざりしより、天皇の權力を行ふ能はず、また再び藤原氏の爲すまま、一任したることありたりき。然れども此の時、藤原氏は天皇の權力を竊みたりと雖も、關白、太政大臣以下の官職、悉く天皇の任命する所にして、其の政治もまた天皇の朝廷に於て行はるゝがため、其の形式に於ては、君主政治を傷つけざりしが、紀元千八百年代、源賴朝

が大將軍となりて、幕府を鎌倉に開き、執權をして大政を綜攬せしむるに至り、天皇は空名を擁し、大臣は虚職となり、朝廷が諸國に置きし地方官までも、賴朝の派遣したる武人の爲めに實權を奪はれ、天皇の朝廷の外、別に一個の朝廷の如きもの現出して、天皇の政治は其の形に於ても、また傷つけらるゝに至りたり。

其の後種々の變遷ありたるも、朝廷の外、別に大將軍府を置くの制度は、大體に於て繼續して、徳川氏に至りたり。徳川氏三百年の泰年のため、學問進み、文化開け、天下、現狀に満足せず、人心、變を思ふに方り、米國が軍艦を我が國に送りて、開國を迫りしより、開國すべきか、鎖國すべきかの一事につきて、國論沸騰し、併せて、朝廷に仕ふべきか、幕府に仕ふべきかの論を生じ、遂に尊王攘夷の大運動を生じ、明治元年、幕府倒れ

現狀ゲンザウ
シトキヤクノニフアリキマ

開國カイコク
國をひらきて外

鎖國サクコク
と云ふ議論

外國ゲイコク
と云ふ議論

尊王攘夷ソンワウザウエイ
徳川幕府は外國

徳川幕府は外國

人と云ふべきを
しつと天子の
蔑するが故に
子を尊とみ外
府を倒し、外
すと通を云ふ
論すと通を云ふ

徳川時代には全
國を數百に分け
て之を大名に與
へし、政治を行は
しむ、武士を養は
しむ、將士を養は
しむ、兵を置く、
旗本と云ふ

武斷
アシカラカマ、スル

て政權、天皇の手中に復り、藤原氏以來破壊せられたる君主政治は、爰に再現するに至りたり。
但し尊王攘夷の大運動といふも、其底には他の流もあり。當時諸藩に於ては、大祿の重臣は、因循固陋にして、物の役に立たず。小祿にして身分輕き者の間に、有爲の人物を生じ、中央に於ては、幕府の爪牙たる旗本の士が、驕惰にして事に堪へず、大都會に於ては富の力生じて、武斷の勢衰へたるにより、舊社會は自然に解體して新社會を生ぜんとしたりしなり。
明治天皇即位の初、此の形勢に鑑みる處ありて、五事を以て神明に誓ひ、且つ之を天下に公示したりしが、其の一は、廣く會議を起し萬機公論に決すべしと云ふにありて、天皇已に幕府より權力を恢復するも、決して此の權力を濫用して專制するものにあらざることを示したりしを以て、人心皆歡

聖誓
サンシヤカク

然として喜びたりしが、其の後、維新の事業、粗ぼ成り、天下の人心漸く安んずるや、薩長の二藩、維新の大業に功勞ありしを恃み、文武の要職を占有して、他國の人々を疎外し、其の間、失政、相繼ぐや、志士仁人、相率ゐて、憲法を制定して、國會を開き、萬機公論に決すべしといふ聖誓を實行すべしと唱へ、朝野相衝突するもの數次、民間の志士、爆裂彈を作りて當局を脅せば、政府はまた保安條例を作りて、志士を東京外に放逐するなど、互に相攻伐したりしが、大勢の趣、所抵抗すべからざるを以て、政府は遂に明治十四年を以て天皇に請ふに、憲法制定、國會開設を約する詔勅を發布せんことを以てし、次いて明治二十二年に至り、憲法を發布し、二十三年に至りて、第一回の議會を開き、日本國は始めて君主專制國を脱して、立憲君主國となりたり。是れ實に神武創業以來、最大の變

動にして、後來國運の開展、實に茲に基するを以て、最も我が青年の注意すべき所なりとす。

第九章 愛國即ち忠義

第七章に云ふが如く、天皇は國家の元首にして、天下を以て其の家となし、國民の心を以て其の心となせば、愛國、即ち天皇に對する忠義にして、忠義、即ち國に對するの愛國心なり。是れ恰かも仁が義にして、義は即ち仁なるに同じ。此の間決して二致あることなし。外國に於ける或王室の如きは、動もすれば貴族の稍、大なるものゝ如く、國王たるの責任を盡すと共に、己の家計を忘れざるものなきにあらざれども、我が皇室の如きは、一片の私心なく、國民の休戚を以て、日夜の愛慮とし、其の仁愛、寛宏、古今哲人の理想に合するほどなれば、

二ニ致

休戚
哲人

旦暮

梟臣

國民もまた皇室の安危を以て、旦暮の憂慮となし、滿腔の精神を以て、忠義を捧ぐることを忘るべからず。然れども内亂相續きたる時代の忠義は、今日以後國民の心がくべき所にあらず。當時は皇室の權力上に微弱にして、不逞の梟臣、下に跋扈したれども、今日は四海一家、皇室を尊敬し、君臣の間、春風の如くに暖く、天皇は此の國家を嚮導して、世界の競争に後れざらんとする時に方りては、愛國は即ち忠義なることを忘るべからず。

且つ愛國にせよ、忠義にせよ、余は其の盲目ならざらんことを希ふ。盲目の愛國心は、却つて國家の目的を過つを免れず。元來國家の目的は、個人を生存進歩せしむるにありて、決して之を壓服抑制せんとするにはあらず。已むを得ずして人を刑し、人を苦しむることありとするも、是れ多數の人を活

濟

かして、之を進歩せしめんがために他ならず。故に國家を外にして個人の存立し能はざるが如く、個人の生存と進歩とを外にして、國家の目的あることなし。故に國家の政治にして、此の目的に外るゝことあらば、是れ國家の過失なるが故に愛國心あるものは、起つて國家の過失を鳴らして、之を匡正せざるべからず。此の時に方りては、國家の過失を鳴らすことは、即ち愛國の所業なりとす。然るに世には國家の事といへば、之を非難せざることを以て、愛國心とするものあり。奸雄また之に乗じて、その私を濟さんとするものあるは、最も恐るべきことなり。人己の父母の身體に腫物を生じたる場合、早きに及びて之を切開せば、安全なるも、其の期を失すれば、或は危険なるべしと云はれたる時、父母に多少の苦痛を與ふるを厭ひて、之を切開せずして放任するを孝とすべ

きか。或は多少の苦痛は忍ばしめて、之を切開するを孝とすべきか。眞正の孝は、決して姑息にして父母の生命を危くするものにあらざるや論なし。之と同じく國家過失あるに方り、此の過失を論じて、之を匡正するは却りて、眞正の愛國心なりとす。譬へば一家の貧窮に當り、婦人が其の身を賤業に沈めて、之を救ふが如きは、舊來の道德にては之を是認したるも、進歩したる見解よりすれば、己の女を賣ることは、即ち其の肉を食ふに等しく、己が身を賣ると云ふことは、最も高尚なる貞節を汚がすものにして、禽獸界に落つるに等しく何れより見ても、許すべからざる罪惡なるが故に、我が政府は斷然、人身賣買を禁じたるがため、野蠻の遺風、茲に絶滅したるは、愛國の所業と云ふべし。若し此の惡風も、從來因襲して、許したる所なりとして、之を今日迄繼續せんには、容易な

らざる國辱なりしならん、

故に歴史上の由來あることなりとも、苟も我が國民の利益と、面目とに於て許すべからざることなれば、之を匡正するは愛國の所業にして、獨り風俗のみならず、制度法律の上に於ても然かり。世に全き人なきが如く、全き國家なし。國家の缺陷と過失とを見て、之を匡正するは、唯、愛國心ある者之を能くす。我が國民の習慣なりとて、我が國家の所業なりとて、善惡共に之を辨護せんとするは、曲學世に阿るものにして、偽愛國者のみ。泰西の諺に國家は奸雄の最後の隱場なりといへるは、奸雄が國家を名として、人民の批評を抑制せんとするをいへるものにして、愛國心あるもの、最も心を留むべき所なりとす。故に愛國心はまた國家の政治を批評すべき聰明と伴はざるべからず。聰明なき愛國心は、往々姑息、因

曲學
キョウガク
ヲのツチマンデ
世に阿る
コノチモネ
シキヤトル

直諫
チキョウ
マシヤダリニイサユル

循、舊慣と故態とを固執して、國家の進歩を阻ぐるに至ることなきにあらず。されば封建時代に於ても、直諫は一番槍に等しとて、戰場に於て眞先に敵陣に切り込むと、君主を諫むるとは、同一勳功なりと信ぜられたるほどなりとす。此の如き、勇氣と、節操と、聰明とを以て我が國を愛してこそ、始めて眞の愛國者といふべきなれ。

第十章 憲法とは何ぞ

憲法とは國家組織の根本を定むる最上法と云ふ意義にして、法律の法律ともいふことを得べし。何れの國にても其の文化が相當の程度に達したる後は、憲法なきはあらず。憲法を手短かく説けば其の國を治むる權力ある者と、治めらるる人民との關係を規定したる證文にして、假令帝王の威と

憲法
ケンポフ
ニクキヤクヤン
Constitution
にして組立つと
と云ふ義

泰西思想
ダイセイシキウ
セイロフウノカンガヘ

雖も、政府文武の權力と雖も、此の證文の指定したる境界線を
を超えて動くこと能はざるものとす。
或は我が國の上古に、聖徳太子が憲法を定めたりといへる
文字あるを見て、古より憲法ありしと思ふものあれども、然
らず。聖徳太子の憲法なるものは、官吏服務規律の如きもの
にして、今日の憲法は全然泰西思想より來りしものなりと
す。勿論其の内容に於て、我が國家の歴史、習俗を外にしたる
ものにはあらざれども、憲法を作りて天皇と人民との關係
を規定するの一事は、全く泰西の思想に感化せられたるも
のに外ならず。
我が國には往昔、皇族と、貴族と、良民と、賤民との區別あり。賤
民とは奴隸にして、賣買し得る貨物の如く、良民と雖も、借金
の代りに身を賣るときは、また奴隸となるの習慣あり。而し

公役
コウエキ
ニシヨクナリテセイフ
ニモツクハコソコトヤカ
ブシナドニナルコト

絶對服從
ゼツタイフクジュ
フナゴトモダマシシガ

上
ジョウ
ウエノホウノヤクニ
カクテ
好惡
カウサ
スキヤヒ

領主大名
リョウシュダイメイ
昔は日本全國を
數百に分て之を
武人に與ふ此を
大名人と爲す
領有する土地を

て良民と雖も、政治上に於ては、全然奴隸の如く、國家の大事
と雖も發言するの自由なく、唯、租税を出だし、公役に服する
の義務を負ふのみ。稍、權力ある階級に屬するものと雖も、絶
對の服從は其の生存の要件なりき。千歳の歌聖、紀貫之の女
が、宮中の使者のため、一日突然門前の梅樹を抜き去られ
んとしたる時すらも、勅命と稱すれば之を争ふ能はず。勅な
れはいとも畏し、鶯の宿はと問はば「いかが答へん」と歌ひ、鶯
の不幸を憐むに託して其の不平を訴ふるに過ぎず。其の不
平を聴くと、聴かざるとは、上司の感情如何に存するのみ。傍
より之を抑制するの具あることなかりき。其の後、徳川時代
に至りて平人の實力増加したるに拘らず、其の政治上に於
ける權利は、依然として奴隸に異ならず。其の生命財産の安
否は、一に領主大名の好惡如何に係り、武士は切捨御免と號

して政治を行ひ
武士を養ふため
て人民に租税を
課し、法律を行
ふの權あり君主
の小さなものな
り

利刑
ホドコソコトヒトガズツチ

妖言
フシギナセツ

不届
ケシカワモコト

して、場合によりては、平人に私刑を施して之を殺すも問は
れざるにあり。また平人の富者は年々の租税の外、冥加金
と號して、隨意に金穀を徵發せらるゝことあり、新説を唱ふ
れば、異端邪説と號して閉門に處せられ、新異なる器具を發
明すれば、妖言、衆を惑はすと稱して没収せられ、領主若しく
は高官を相手とする訴訟の如きは、到底勝利の望なく、若し
平人の富豪が華奢なる生活を爲すものあらば、身分不相應
にて不届なりとて其の財産を没収せらるゝことあり。故に
志ある平人は僧侶となるか、學者となるか、然らずんば市井
無頼の徒の間に投し、膽氣、腕力、相競ふの外、其の胸中の不平
を醫する能はざりき。
然るに今や憲法ありて、法律の前には萬人皆平等なるを示
し、君主及び政府が如何なる權力を有するも、自ら一定の境

輔弼
ホドシヲタサケ
てんしをたすけ
る大臣

進言
シンゴン
大臣より申上げ
ること

近世國家
キンセイコカ
セイヤウリクニ

界線ありて、之を超ゆべからざることを規定す。是れ實に明
治天皇の聰明にして寛宏、能く時勢の趣く所、人心の傾く所
を察して、輔弼の大臣の進言を容れられたるによると雖も、
外は世界の**大勢**、滔々として何れの國家をも革新せずんば
已まざらんとし、内は人民の**智見**、**實力**、大に増進したるがた
めに他ならず。此の憲法の發布せられて以來、我が國は純然
たる近世國家となり、我々人民は政治的聾啞にあらずんば
即ち奴隸たるの境遇を脱して、權利あり、希望ある自由人民
となりたるなり。明治二十二年二月十一日憲法發布の勅語
に於て臣民を指して「其翼賛に依り、與に俱に、國家の進運を
扶持せんことを望む」と云ふ。此の勅語によれば、天皇は人民
と共に國家を負擔せんと欲する旨を宣明したるものにし
て、今上天皇陛下即位の詔勅には、また「朕今萬世一系の帝位

愆アヤマル

を踐み、統治の大權を繼承す、祖宗の宏謨に遵ひ、憲法の條章に由り、之れか行使を愆ること無く、以て先帝の遺業を失墜せざらんことを期す」と宣明せられたり。されば我々は皇室に對しては愈、親愛の情を深くし、皇位に對して益、尊敬の念を厚くすると共に、此の憲法が規定したる權利を守りて、一歩も退かざるは即ち日本人民と共に、此の國を治めんと期する明治天皇及び今上天皇陛下の志に副ふものなることを忘るべからず。

紛更フシカウ
カキミダス

然れども我々人民には兵馬の權あるにあらず、萬一憲法を紛更せんとするものあるも、之を罰するの力を有せざるを以て我々が燃ゆるが如き熱心を以て、之を愛護するにあらずんば、憲法は紙上の空文に終るの恐なきにあらず。泰西人の諺に、佛蘭西人の自由を愛するや、其の愛人を愛するが如く、英吉利人の自由を愛するや、其の妻を愛するが如く、滿腔の嫉妬的熱情を以て、之を愛護すといへり。茲にいふ自由とは、憲法上の自由をいふ。余は我が人民が、其の母を愛するが如くに、劍にかけて憲法を愛護する熱情あらんことを望む。

第十一章 憲法上に於ける天皇と人民

大日本帝國憲法は七十六條より成り、其の文字を讀みて了解することは容易なれども、此の文字の下にある深き意義を解し、此の條文を實際に運用せんとするには、歐洲近世史と、歐洲の政治上の議論と、日本近世史を眼鏡として讀むにあらずんば、了解し難き所なきにあらず。

憲法の第三條には「天皇は神聖にして侵すべからず」とあり。第五十五條に「國務大臣は天皇を補弼し、其責に任す、凡そ法

副署
フクシヨ
ナラカドコト

ボラ
ランドの政
治家ザ
モイス
スキ

親
ミツカフ

律勅令其他國務に關する詔勅は、國務大臣の副署を要す」とあり。此の二ヶ條は相關聯して、憲法上に於ける天皇の位置を示す。泰西の政治格言に「帝王は臨御すれども政治せず」といふ、此の語は學者の格言なれども、事實に於ては歐洲列國、皆之を承認せざるはなし。乃ち帝王として其の御世を照らせども、親ら政務を行ふものにあらずといふ意義なり。中には帝王自ら大小の政務を行ふことを好むものなきにあらざるも、實際之を行はずと規定するにあらずんば、國家の安寧上好ましからぬが故に、王は政治せずといふなり。何となれば如何なる明君英主の治世にても政治上には大小の過失なきこと能はず。過失ありて國運、民命に大關係あらんには、其の責任は自ら何人かの身の上に歸着する處なかるべからず。若し帝王は臨御するに止まらず、自ら親しく政治を

奏
シウ
モウシ
アゲル
請
ヒイ

行ふものなりとせば、大小の責悉く帝王に歸着せざるべからざることとなり、國人其君主を尊敬親愛するの念を傷づくることあるを免れず。故に進歩したる國に於ては、帝王は臨御して、政治せざるを原則とす。英國にて「王は惡を爲す能はず」と云ふもまた此の理に同じ。是れ則ち第三條に於て天皇は神聖にして犯すべからずと定め、如何なる政治上の紛争あるも、天皇はこの紛争の飛沫を受くるものにあらざるを示す所以にして、神聖とは政治的、法律的に責任なしといふ意義に他ならず。

此の如く天皇は臨御すれども政治せず。また神聖にして犯すべからずと雖も、國政の善惡に關しては、何人か其の責に任ずるものなかるべからざるが故に、茲に國務大臣ありて、大小の責に任ずるなり。國務大臣は己が奏請したる事柄に

つきて責任あるのみならず、己の聞知せざる事柄につきても、天皇の言行につきては、一切責任を免るゝ能はず國務大臣を任免するは天皇の權なりと雖も、天皇はまた國務大臣を待ち始めて日本を統治するほどに、大臣の地位は重要なりとす。何となれば憲法第五十五條に、政治に關し、若しくは政治上に結果を生すべき詔勅に關し、凡て、國務大臣の副署を要すとの規定あり。即ち詔勅を出ださんと欲するも、國務大臣之を不可として諫め、副署を辭する以上は、詔勅となりて天下に發表せらるゝ能はざる譯なれば、天下一日も大臣なくして已む能はざればなり。此の規定には二個の意義あり。即ち東洋流の朝廷には、從來大臣宰相はありながら、君側の倭官等が私に天皇の密旨、密勅なるものを奉して、政府以外の政治を行はんとするものあり易きがため、之を防が

君側倭官
君側倭官
君側倭官
密旨密勅
密旨密勅
密旨密勅

んとする所以のもの其一、また如何なる言行にても、天皇より出てしものにつきては、一切國務大臣をして責に任せしめんとする所以のもの其一、以上の如き規定あるがため、政治上の一切の責任は、國務大臣の肩上に落ち、政治の紛争は大波の如く國中に湧沸するも、皇室は其の渦中に引き入れざるのみならず、飛沫だも之に及ばず、泰山の安きに居ることを得るなり。

以上の如き規定と原則とよりして、我が天皇は臨御すれども政治せず。如何なる政治上の紛争も、責任も、之を皇室に嫁する能はず。大臣は國政の一切の責に任ず。故に國政は一に大臣の奏請、奉承に基くものとす。天皇は此の大臣を任免するの大權あれども、一切の詔勅、大臣の副署を要するが故に大臣なしには一日も已む能はず。是れ我が憲法に於ける天

皇と大臣との關係にして、東洋流の舊思想より、大臣は天皇の奴隸なるが故に、之あるも可、之なきも可、之なき時は天皇親政を行ふを得べしと云ふが如きは、我が憲法の原則と相容れられざるものなりとす。故にまた國務大臣はその關與せざる事柄に就きては責任を免るゝ能はざるものとす。何となれば國務大臣は輔弼の責あり、輔弼の中には、天皇の言行に對する一切の事を含むが故なり。大臣の權已に此の如くなれば、大臣たるものは、名を聖旨、若くは詔勅に託して、其責を逃るべからず。君を堯舜に致すを以て其理想とし、國政功あらば、天下、天皇の徳を頌揚し、國政過あらば、己れ其責に當ると云ふことを以て其覺悟とせざるべからず。

第十一章 大臣の任免

内閣
Ryūka
Cabinet

内事
Daijishū

大臣相會して國政を議する所を内閣といふ、此の内閣を統率して其の施政の調和を保つものを内閣總理大臣と云ふ。各大臣は其の本職たる省務を見ざるべからずと雖も、總理大臣のみは別に省務をなけれども、時として總理大臣が、一省の大臣を兼ねることなきにしもあらず。英國の如きは別に總理大臣の名稱なく、大歳大臣が總理大臣の職務を行ふを常とす。また等しく大臣の名ありと雖も、宮内大臣と内大臣とはその掌る所、國務にあらずして、皇室の内事なるが故に、之を國務大臣といはず。従つて内閣に列せざるものとす。總理大臣は古の關白、太政大臣と相類するものなれども、古にありては太政大臣の外、左大臣、右大臣ありて等しく天皇の旨を奉ずること、古の支那の大尉、司徒、司空などの如くにして、政治上の責任歸着する所なかりしと雖も、今日の總理大

臣は内閣施政の責任、一に其の双肩に落つるが故に、其の權關白太政大臣に勝るものありとす。
 此の外に樞密院なるものありて、重要な政務につきて天皇の諮詢を受くることあり、其の議長は時としては内閣に列することあれども、必ずしも列するものにあらず。之を内閣に列せしむると否とは、政治上の都合如何により、勅命を以て定むるのみ。明治三十五六年頃までは、多く列席するの習慣なりしが、其の後列席せざること多し。英國の如きは必ず列席するの制度なりとす。而して内閣に列するものは、内閣の政策につきては皆連帶の責任を負ふものとす。何となれば國務大臣は天皇を輔弼する職分あれば、輔弼の臣は各自、特異の政策を有するを得ず。一定の方針によりて輔弼せざるべからず。其の方針につきて相合議する以上は、之に對

連帶責任
レンダイセキニ
 コトイフニセキコトヲ

して連帶責任を生ずるは、自然の勢、自然の理なればなり。然らば則ち國務大臣は何人に對して責任を負ふべきかと云ふに、學派、黨派によりて、各、見る所を異にす。或者は天皇に對し責任を負ふと説き、或者は議會に對して責任を負ふと説く。然れども其の實は國家に對して責任を負ふものなるが故に、上は天皇に對し、下は人民に對して責任を負ふものとす。故にまた國政に過誤ありたる時は、人民を代表する帝國議會は、其の責任を究めて、其の信任不信任を論ずることを得るの權利あり。固より國務大臣は天皇の任免する所にして、帝國議會の任免する所にあらず。故に帝國議會が内閣を攻撃したりとて、内閣は辭職せざるべからざるの理由なきが如し。然れども、國務大臣は天皇の招命によりて其の職に就き、内政外交につき一定の政策を立て、天皇に奏請し、

天皇之を是として其の職に當らしむる以上は、此の政策は、即ち天皇の政策なりとす。内閣が帝國議會に於て信任を失したる以上は、天皇の政策を遂行するの能力を缺くものなるが故に、辭職せざるべからざるの、結果となるなり。英國の如き純然たる政黨内閣の國に於ても、議會が内閣不信任の投票を試みんとするときは、現内閣は陛下の政策を遂行するの信任を缺くと議決するは、即ち此の理由に由るものとす。

右の道理に基きて、英國にありては、衆議院の多數を失したる内閣大臣は、自ら其の職を退くと共に、天皇は衆議院の多數を制する黨派の首領を宮中に召して、新内閣の組織を命ずるを常とす。是れ即ち議院の多數を制する黨派にあらざれば、天皇の政策を遂行するの能力なきがために他ならず。

議院次官

大臣の更迭と共に更迭する次官にして、パアセリヤメンタリと云ふ此外に通常の次官あり

更革
カク
アラムカエル

我が國にては長き間、英國の如き習慣を作るべしと云ふ議論と、之に反對する議論とありて、容易に決着を見ざりしが、大勢は英國流の習慣を作らざるべからずといふに傾き、殊に此の兩三年は、急速に英國風に傾きつゝ、あれば、全然英國流となるも遠きにあらざるべし。

英國にては各省大臣の外、宮内大臣、内大臣、各省の議院次官等内閣の更迭と共に、進退する官吏六十餘名あり。我が國にては文官任用令といふ規則あり、各省次官以下の官吏は、文官試験に及第したるものならざるべからざる規定にして、多くの政治家は、此の規定に準して、試験を受くるを好まざるがため、内閣の更迭あるも、大臣のみの變化にして、他に更革する所なかりしが、近時陸海軍を除きたる各省次官、内閣書記官長、警視總監、法制局長官、警保局長、及び各省の勅任參

不文
モロカ
ズ

事官のみは、無試験にて任用し得ることゝなりしがため、政治上の變動と共に進退する官吏は、二十餘名となり、益、英國風に接近し來たれり。是等のことは憲法には規定しあらざれども、我が憲法、已に歐洲傳來の思想に基きて制定せられたる以上は、此の憲法を運用するには、政治上の習慣も、また歐洲風に從ふの外なきが爲に、自然に斯くは傾きたるものにして、之を名づけて憲法的習慣といふ。憲法的習慣は、事實に於て不文の憲法に等しき効力を有するは、立憲國の通義なりとす。

第十三章 帝國議會

余は數ば憲法上の自由、立憲國民の權利等の文字を用ひたるが、日本人民は如何にして國政に參與するかと云ふに、其

帝國議會
Imperial
parliament

協賛
制定
改廢
アラダ
メダリ
ヤメダリ

の道は一、即ち帝國議會を通じて國政に參與するにあり。我が憲法は明治二十二年に發布せられ、二十三年より効力を生じたるものなるが、此の年までは、政府は何事を行ふも、甚だ自由にして、租税を要すれば、勅令を出して之を徵收するを得べく、政府自ら法律を制定して發布すれば、効力を生じ、之を遮るものは唯、政府にある大臣の良心のみなりしが、二十三年、帝國議會の開會せられて以來、國務大臣の權力、大に制限せられ、國家の資財を壇に費消する能はず、翌年に必要なる豫算を作りて、帝國議會に提出し、其の承諾を経ざるべからざることゝなれり。帝國議會の承諾を協賛と云ふ。また法律の制定、改廢も議會の協賛を要すること、豫算に同じ。故に國務大臣は大小の事につき、議會の協賛を要し、其の協賛なしには政治を行ふ能はざる場合多し。これ政府は國家の

削減

組織

意志を執行する機關なれども、之を監督匡正する者なき時は、果して國家の意志が、正當に行はるゝや否やを保證し、たきが故に、帝國議會を監督機關として、政府と討論協議せしめ、政府をして國家の意志を正しく行はしめんとするがためなり。帝國議會にはかゝる權力あるが故に、若し國務大臣の政治に不服あらば、政府の歳計豫算を削減し、若くは全部を否決することによりて、法律、租税以外の事にも干渉して、政府の肘を制する事を得べし。故に帝國議會は立法部と稱して、單に法律の制定、改廢、租税の徵收に關して、議決の權を有するに止まるが如くなれども、其の實は内閣の政治の方針をも動かす事を得べし。かゝる重大なる權力を有する帝國議會は、何人によりて組織せらるゝかと云はゞ、即ち我々人民によりて組織せらるゝものに他ならず。

衆議院
Commons
House of Comm
on
貴族院
Lords
House of Lords

帝國議會を分ちて、一を貴族院と稱し、一を衆議院と稱するは、已に御身等の知る所なり。二十歳以上の皇族男子、廿五歳以上の公爵侯爵は何人たりとも、直に貴族院議員たるべき規定なるが故に、時の皇太子も議席を貴族院に有す。此の外伯爵、子爵、男爵より選舉したる議員と、各府縣地主の中、最も多くの租税を納むる十五人の中より、一人を互選したるものと、其の人の學識、勳功によりて、勅命を以て任したる議員とありて、其の數三百餘人に達す。衆議院の議員は三百九十一人にして、滿一年間、十圓の租税を納めし二十五歳以上の男子は、何人も議員を選舉すべき權あり。また三十歳以上の男子は、何人にも議員に選舉せらるゝ事を得べし。青年よ、御身等二十五歳に達し、十圓の租税を納むる者とならば、御身等は議員を選舉するの權あり。御身等によりて選

舉せられたる議員は、帝國議會に出て、國政を左右する事を得なければ、取りも直さず御身等自身が、國政に參與することゝ同じ。譬へば議員が政府の政策を不可なりとせば、政府の提出したる豫算を否決するを得べし。また國務大臣の人となりて非として、國政を託するに足らずとすれば、其の人物と政策とを非難して、之を天皇に上奏するを得べし。政府は之に對して種々の説明と、辨解とを試むるも、已に議會の反對に逢ふ以上は、天皇の政策を遂行するの力量と信用とを有せざること明白なるが故に、已むを得ず、議會に現れたる國民の議論と感情とに従ふの外なきに至らん。而して此の議會は即ち國民の議會なれば、人民自ら文武百官を任免するの權利なきも、帝國議會を通じて自ら國家の政策を左右することを得るものなるを見るべし。此の如く人民の

愛惜
アイヒキ
ガフトキモントシテダイセ
ウニスル

權力、頗る強く、其の自由また甚だ大なれば、人民は自ら愛惜して、且つ自ら重ぜざるべからず。

第十四章 議會は萬能にあらず

萬能
マンノウ
ナシテモザルチカラ

英國にては議會を以て、萬能力ありとなし、唯、男子を作り換へて、女子とするの能力なきのみといふほどなれども、我が國の議會は其の權力を得たるもの、近年に過ぎざるがため、歐洲の議會に比して及ばざること遠し。今日の我が議會は唯、内閣の爲す所を非難し、若しくは協賛し得ると雖も、内閣大臣が爲すことを好まざる所を強ゆる能はず。譬へば内閣より一の法律案を提出したる時、之を否決し、若しくは改正し、若しくは協賛するは議會の爲し得る處なれども、議會自ら法律案を提出して之を議決したる場合に、内閣大臣が之

を以て國家の利益にあらずと信ずる時は、之を發布せずして、其のまゝ葬むり去ることを得べし。また議會が外交、其の他内閣の爲しつゝある事につき、其の真相を知らんと欲して、質問を發したる場合に、内閣は之を説明するを不便利とする時は、説明の時期に達せずとして之を拒絶するを得べし。また内閣は帝國議會の協賛を待たず、勅令を發して一時法律と同一の効力を有せしむるを得べし。勿論此の勅令は後に至りて、帝國議會の協賛を経ざるべからず。萬一議會が之を否決したる場合には、勅令たるの効力を消失すと雖も、兎に角暫時法律と同一の効力を有せしむることを得べし。また各省の大臣は、省令を發して、法律を施行するに伴ふ細則を發することを得べく、この細則の爲めには、人民は少からず便利不便利を感ずるに至るべし。

此の外、内閣大臣は若し其の双肩に降りかゝる責任を辞せざらんと欲せば、其の權力内にて爲し得ること少からず。内閣若し外國と戦はんと欲せば、帝國議會の反對ありとも之を顧みずして、戦ふを得べく、若し外國と條約を締結せんと欲せば、帝國議會の反對あるも締結し得べし。之を爲さざるは、唯、内閣大臣の政治的良心に制肘せらるゝが爲めに外ならず。若し内閣大臣が帝國議會の反對を顧みずして、此等のことを爲す時、議會は如何にすべきかと云ふに、議會若し其の政策に反對ならば、以上の政策を實行するに必要な費用を支出するを拒絶するか、然らずんば内閣大臣の政策を非難するの決議を爲し、或は是を以て天皇に上奏するの道あるのみとす。此の時に方りて内閣大臣は帝國議會の爲す所、國家の利益にあらずと見るや、之を解散して新に議員を

選舉せしむることを、天皇に奏請するを得べし。此の解散たるや幾度を限りとすと云ふ制限なしと雖も、概して云へば一回解散して、前日と同様の意見を有する議員選出せらるることあらば、内閣は自ら退きて、其の政策を捨つるは立憲國に行はるゝ常習なりとす。時として此の常習の外に出て、解散を重ねたる政治家も少からざれども、要するに國務大臣の政治的良心の如何によりて決せらるべき問題に外ならず。數、議會を解散するは、國家は議會より重しと云ふ原則の下に行るゝことなれども、其の問題が果して國家興廢の問題なるや否やを決するは、別に標準あるにあらずして、一に國務大臣の良心を標準とするのみなればなり。

第十五章 投票

帝國議會にはかゝる權力あるを以て、其の議員には最も賢良なる者を選擧し、最も人民の信用する者を選擧せざるべからず。故に議員選擧には、無記名投票法を用ふ。無記名投票とは唯、選出せんと欲する議員の名のみを投票に記るして、之を選擧する人の名を記さざる法を云ふ。これ議員たむと欲する者が、威力を以て選擧人に迫り、若しくは賄賂を以て、之を誘はむとするを防がむ爲めなり。青年よ御身等が二十五歳の男子となりて、選擧權を得たる時は、必ず賄賂や威力を以て、御身等の投票を得んとして來るものあらん。此の時に當りて、決して國務を擔當すべき力量ありと信ぜざるものを、選擧すること勿れ。賢良なる議員を選擧するは、立憲人民たる御身等が國家に對する義務にして、國家の爲めに善事を爲し得べしと信ぜざる人を選擧

するは愛國心なき所業なるぞ。己の意志によりて選舉せず、他人に強ひられて投票するは、自主自由の民にあらずして、奴隸の民なるぞ。且つ選舉に際しては、如何なる事情あるも、投票權を棄つべからず。之を棄つるは自ら其の自由を棄つるものにして、國家より見れば恃むべからざる無感覺の人民なるぞ。群馬縣前橋市にては、七十餘歳の一老人、數日間自ら候補者の姓名を學習して、遂に投票權を行ひたるものあり。選舉權を有するものは、皆斯くあらざるべからず。然るに世には投票を以て、恰も己の利害に關係なきことの如くに思ふもの少からず。或る地方の選舉民は、代議士の候補者より、僅に二圓の賄賂を得て、其の人に投票したるに、此の代議士は時の政府に味方して、人民の租税を増加する事に賛成したるがため、二圓の賄賂を受けし選舉民は其の田

畑に對し、毎年一圓五十錢餘の租税を増課せられたり。此の増税は數十年間繼續する故に、差引二圓を得て、數百圓を擲つに等しとて、後に至りて嘆息したりといふ。此の如き理由なれば、御身等が選舉したる議員が、國政の監督を過つことあらば、取りも直さず御身等が過つものと同じきことゝなるを忘るべからず。されば御身等が投票場に行きて、一票を投ずるとき、堂々たる大日本帝國の自由人民が、憲法上の權利を行ふものなるを確信し、日本國の禍福は、御身等の手中にありと確信し、男兒らしき決心を以て、投票せざるべからず。この一票は小なりと云ふこと勿れ。小なる石も、之を大湖に擲つに、石を中心として渦を生じ、渦はやがて進みて、湖水の全面に及ぶと同じく、御身等の一票の結果は、測り知られざる處にも及ぶべし。

且つ已に投票したる後に議會を監督して、正道に反かず、國民の利害を忘れざらしめんことを怠るべからず。此の一事を怠れば、帝國議會も一種の専制者となるの恐れあり。専制者の恐るべきは、君主たると、議院たるとによりて、區別あることなし。但し帝國議會を監督すと云ふも、帝國議會をして選舉人に都合よき事を圖らしむるものなりと誤解すべからず。選舉權あるものは、假令投票するとも、日本國の爲に、彼の人こそ適任なるべけれと信じて投票すべきものにして、決して代議士を以て、一人、一村、一郡の代議士たらしむべきものにあらざる事を、忘るべからず。人民はまた憲法によりて、議會に請願するの權あり。何事にて、議員の紹介を経て、請願するを得べければ、一身の枉屈にても、天下の利益となることにて、之を議會に請願すべし。若し議院が之を採る

ことを決すれば、場合によりて、或は法律となり、或は政府の注意を引くこととなるべし。

第十六章 政黨

人民已に憲法に於て、自由と獨立とを認められ、國家を己が物として見るときとなりては、自ら國政に對して、見解を生ぜざるを得ず。而して此の見解はその他位と、境遇と、見識とによりて、相異らざるを得ざるは、また自然の勢にして、譬へば國家を防護するには、海陸軍の必要なる事は勿論なれども、海陸軍は國民に重税を課するにあらずんば、維持する能はざるを以て、財政の如何もまた顧慮せざるべからずといふ場合に、或人は先づ財政を整理して、國民の負擔を軽くし、生産力を増加し、其の上にて海陸軍を増加せんと欲するあ

見解
ミトコ
コイ

り。或人は先づ海陸軍を擴張して、國を安全にし、然る後財政の事をも處分すべしと云ふものあり。意見區々とありたる時、軍備に重きを置くものと然らざるものと、互に其の同論の人々相團結して、各、相論難す。かゝる場合に、双方自ら代表者を生じて、相論戦す。此の論戦者の中より、自ら指令官の地位に立つものを生ず。此の時は二者とも已に立派なる政黨となりたるものにして、政黨は立憲政體の國に、發生すること、春の花を生じ、秋の虫を鳴かすが如く、自然の勢にして已むべからず。故に政黨は道理上之なかるべからずと云ふにあらず、自然の勢已むべからざるものなり。凡そ國を治むるは、猶ほ水を治むるが如く、其の自然の勢を利用するもの、最良の政治なりとするが故に、國家已に立憲政體となる以上は、政黨を立憲政體の基礎として、認むるの外なし。

歐米に於ては、其の人民、早く自由と獨立とを得、而して國政は三四の權臣の擅にすべきものにあらず、國民多數の希望に基きて、國を治むべきものなりとの主義、深く國民に信ぜられたるがため、政黨の發達早かりしが、中にも英國は最も早く、其の初めは王黨と、民黨との論難より起りしが、王黨は名は國王の特權を維持せんと欲すといふと雖も、其の實は國王の特權といふ名義の下に、貴族、官僚、僧侶の權力を維持せんと欲するものなりしか、數百年の争鬭の末、民黨の要求を容れたるが爲め、政黨の主義も、自ら變遷し、今は内治を主とするか、外交を重きに置くか、或は外國の輸入品に重税を課し、内地の生産を保護するか、或は輸入税を廢して、國民に廉價なる食糧を供給せんかといふが如き、問題につきて相争ふ。而して議會の多數を制する政黨は、國王の命によりて

内閣を組織し、若し議會の多數を失ふ時は、辭職するを常とし、此の風習は憲法には規定せられざれども、憲法上の習慣として、憲法と同一なる効力を有するものと信ぜらる。是れ國王は私見を懐くべきものにあらず。國民の心とする處、即ち國王の心ならざるべからずといふ原則に基くものにして、王室が此の原則を遵奉する頃より、政治紛争の渦中に投ずるの憂を免れ、民心、王室を敬慕すること、益、深きを加ふるに至れり。歐米各國の制度多く、英國の此の制度を模範とする中にも、國情によりて其の形式、必ずしも同一ならざるもの少からざれども、内閣の進退が、民心の向背に由るの一事は各國皆然らざるはなし。

我が國に政黨あるは、明治十四年頃、民間の政治家が、憲法と國會とを政府に要求したる時に甫めて起り、爾來種々の變

分野
リ
カ
カ
カ

遷ありたれども、英國風に基き議會の多數を制したる政黨をして、内閣を組織せしむべしと云ふ議論と、之に反對する議論とによりて分れたり。此の間、内治、外交上の問題によりて、其の分野も數、攪亂せられたれども、大體に至りては、右の根本思想に基きたるものにして、英國風の議論は、幾多の苦戰の末、歩一步の勝利を得、今や大體に於て勝を制したるに近し。今後は各黨とも事實上の問題につきて、相論争するに至るならん。

第十七章 歲計豫算と租稅

内閣は政府の首腦にして、其の下に外務、内務、大藏、海軍、陸軍、遞信、司法、文部、農商務の九省あり。この他また臺灣、朝鮮に總督府あり、旅順に都督府ありて、以上の官廳に屬する官吏數

千名あり。

是等の政治機關を運轉して、官吏を養はんには、莫大の金を要す。海軍につきて一例を擧げむに、軍艦に備ゆる十四インチ砲を發するや、一發ごとに二千三百五十餘圓を費すを常とす。何となれば此の大砲の價は一個十七萬圓餘にして、發砲すること一百五十回の後、概して廢砲となるものなれば、一回ごとに千百四十圓を減ずる割合なり。而して之に一發の彈丸の價五百十圓と、裝藥一發の價七百圓を加ふるが故に、かかる巨額の費となるなり。一發の砲丸すらかゝる巨額の費を要するほどなれば、海陸軍全體の費用の多きも、推して知るべく、年々陸軍に九千八百萬圓、海軍に八千六百萬圓を要し、其の他の官省を合して、毎年中央政府の要する費用は五億四千萬圓内外に達し、四十五個の地方政府を維持

豫算
Budget

する費用は八千二百萬圓内外にして、臺灣、朝鮮等の費用中殖民地臣民の出すものは此の他にあり。而して此の費用は何人が出すかと云ふに、皆御身等人民の懷より出づるものなり。御身等が政府を維持せんが爲に出す所の金を租税と云ふ。租税を分ちて二とす、中央政府を維持するために出たすを、國税と稱し、地方政府を維持するために出たすを、地方税と云ふ。政府は憲法の規定により一錢一厘の金と雖も、帝國議會の承諾なしには使用する能はざるが故に、毎年要する所の費用を豫算し、其の使用すべき費用を款、項、目に分ち帝國議會に提出して、其の協賛を求む。之を歲出豫算と云ふ。歲出豫算の増減に應じて、國民に課すべき租税の種類と數量とを示めすを歲入豫算といふ。歲入と歲出との豫算を合して、歲計豫算と云ふ。此の歲計豫算が帝國議會を通過する

や、乃ち人民は之に従うて租税を政府に納めざるべからず。而して帝國議會が豫算を可決したる後、之を使用するは、各省大臣の權内にありと雖も、豫算に指定したる款、項目を變更し、若しくは他の款、項目に流用することを得ざるものとす。斯くてまた政費が果して豫算通りに、正當に使用せられたるや否やを検査せむがため、會計検査院ありて、各省より決算と受取證とを集めて當否を査定す。

歳入豫算中に編成せられて、政府を維持する財源を分ちて四種とす。租税、公債、官業官有財産収入、雑収入これなり。租税に二種あり、一を直税とし、一を間税とす。直税とは田畑山林の所有者に課する地租、所得税等財産の所有者に對して、直接賦課する租税を云ふ。間税とは酒、砂糖等の商品に課する税及び外國より輸入する物品に課する税等を云ふ。何故に

海關稅

Custom duty
は輸入税とも云ふ、外國より内地に入るものに課する税を云ふ

之を間税と稱するかと云ふに、税を政府に納むる者は酒屋、砂糖屋なれども、彼等は其の税だけの金額を、此等の物品の價格に加へて、之を消費する人より受取るがため、實際に於て租税は消費者の懐より出で、營業人の手に入り、間接に政府に納めらるゝを以てなり。故に人若し一坪の土地を有せざるも、一足の靴を用ふることあらば、間接の納税者たり。何となれば、此の靴の皮は外國より來るものにして、陸上げの際、商人は之に對して、一定の海關稅を政府に納め、而して人が靴を買ふとき、商人は海關稅として納めたるだけの費用を、靴の價に加へて、其の人より受取るが故なり。之と同一の理由により、菓子を食べる者、酒を飲む者、コンデンスミルクを買ふ者、一人として間税を納むる者にあらざるはなし。官業官有財産収入とは、政府の鐵道より得る所得の類を稱し、

雜収入とは、不用物を賣却せる代價、科料金等の類を云ふ、以上の収入にて政府の費用猶ほ不足なる時は、政府は日本人又は外國人より借金をなすことあり、之を公債と云ふ。我々人民の用ふる曆は、一月を初めとして十二月を終りとし、翌年の三月三十一日を終りとす。之を名づけて會計年度と云ふ。これ帝國議會の終るは三月中にあり、帝國議會の議決の後にあらずんば、政府の支出を始むること能はざるが故なり。

青年よ御身等成長して、政府に租税を納むる地位に立たば正直に、且つ手敷をかけず、政府に租税を納むることを忘るること勿れ。租税は政府を維持するに必要なものにして、譬へて言へば、我々人民は、日本政府と云ふ會社を維持する

好^{カウ}
惡^{スホキテヒ}

放^{ホウ}
資^シ
シホシラフロス

がために、株金を拂ふが如し。政府は因より會社の如く、我々の好惡によりて輟め得べきものにあらずれども、金錢上の關係のみより云へば、極めて相似たるものあり。而して會社が其の株主の利益を圖るが如く、政府は國民の生命財産の安全を保護して、其の利益を進むることを圖るものなるが故に、或財政學者は、納税を以て最も割のよき放資なりと論じたるほどなれば、御身等決して租税の義務を怠り、若しくは遁れ、若しくは之を緩漫に付し、政府をして無用の手敷を爲さしむべからず。英國にては新聞紙上に間々「良心金」と題して、名の知れぬ人より政府に納金したる事を報道することあり。是は良心ある人が、所得税を納むる時、當然納むべき税より、過ちて少く納めて、後に之を發見せしとき、己の姓名を隠して、其の不足額を政府に納むるなり。かゝる場合にも

我々は決して愛國心を忘るべからず。而して政府は如何なる標準に基きて租税を徴收するかと云ふに、大要左の主義によるべきものとす。

第一 最も多く生産力ある税源に取る事。

言ふこゝろは、車夫の如き其數に限ある營業に課税するときは、如何に重税を課するも、税源の浅きがため、收入少し。之に反して他の一般人民の用ゆる商品に課すれば、人民の需要限なきが故に、收入も益増加するをいふ。

第二 最も公平に分擔せしむる事。

言ふこゝろは、富者に多きを課し、貧者に少く課するが如きを云ふ。所得税、地租の如きは最も公平なるものにして、之に反して人頭税の如きは、最も不公平なるものなり。

なり。

第三 最も収税費の少きもの取る事。

言ふこゝろは、千萬圓を取り得るも、収税の手數繁雜にして、費用を要する時は、實際の收入五百萬圓に減ずることあるべきが故に、徒勞に屬すと云ふなり。

第四 社會に苦痛を與ふること、最も少き税源より取る事。

言ふこゝろは、米、鹽の如く、貧富一樣、生活の必要品として用ふるものに、多く課税すれば、此等の物價を騰貴せしめて、生活を困難ならしむるが故に、酒、煙草、香水等の如き、贅澤品に多く課税せば、之を用ふるものは、生活の必要以外に贅澤をするほどの餘裕ある人なるが故に苦痛を感ずること少しと云ふが如し。

人頭税
ポールタク
とて貧富を問は
ず萬人一様に一
人ごとに課税す
るをいふ

第五 最も弾力ある税源を取るべき事。

言ふこゝろは、地所家屋の如く、確定したる物にのみ課するときは、商賣不景氣の時も、非常に景氣よき時も、同一の負擔にして、人民の困難することあるべきが故に、収入高に課税すと云ふが如く、商業の伸縮によつて税額に伸縮あるものに課すべしと云ふなり。

勿論一種の税源にして、以上の標準の凡てに適ふものあるべき理由なければ、大藏大臣は各種の性質を有する租税を按排して調和を試むべきものとす。

第十八章 外交の變遷 (一)

我が國は東洋の偏偶に在るがため、昔は外國との交通極めて少く、大古以來、支那、朝鮮と來往し、足利氏の末頃より葡

政治的色彩
セイヂカク
シキサイ
キョウガカク
カクシキ

牙、和蘭の諸國と貿易を通するに過ぎざりしが、葡萄牙より傳來したる天主教は、非常の勢を以て弘通し、殊に九州諸大名の間に、深く信奉せられ、此等天主教徒が提げ來りたる歐洲の文物は、少からず弘布せられたり。然るに當時の天主教は、イグナシヤス、ロヨラが、英雄の資を以て創立したるゼンユイット派に屬し、頗る政治的色彩を帯び、國家の中に、別種の國家を立てんとするが如き、傾向ありしかば、秀吉之を禁絶す。後徳川家康に至りて益、此の禁を嚴にしたるが爲め天主教徒が、天草城に立て籠りて幕府に抗論したるを最後として、天主教は全く滅絶し、之と前後して、葡萄牙との交通は遂に斷絶したり。右を手初として、徳川氏は、あらゆる手段によりて海外との來往を禁じ、僅に和蘭、支那、朝鮮と交通するのみにして、日本商人が海外に出づることまでも禁絶し

たり。是れ皆新説異物の輸入せられて、人心變を思ふの結果、延きて内政の困難を來たさんことを憂ふるがために他ならず。

是より先き紀元二千年、足利時代より我が國民海外に漲溢するの勢、甚だ盛にして、北は滿洲より支那の山東、江蘇、浙江を経て、南の方廣東に及び遙に太平洋を超えて、墨西哥のアカブルコに至るまで貿易と海賊とを兼ねたる我が商船の來往を見たりしが、此の商船は皆八幡大菩薩を船中に祭るが爲め、支那にては之を八幡船と號し、其の變じて海賊となるや、勢威猛烈を極め、支那沿海の民、八幡船の名を聞きて小兒の啼を止むるほどにして、明朝の亡滅も、此の海寇の力、與つて少からずと云はる。かゝる形勢なれば、若し徳川氏にして鎖國政策を取らず、寧ろ開國の勢を助長したりしならん

八幡船ハチマタフネ
八幡大菩薩の文
字を旗に記して
船中に立つて

には、我が國勢の開展、驚くべきものありしならんに、鎖國政策の爲め、日本國民は三百年間、醉生夢死の境に在りたりき。然れども千丈の長堤も、洪水を防ぐ能はざるが如く、大砲、蒸汽船、佛蘭西革命等によりて衝動を受けたる歐洲の文明は、人爲の政策の得て防ぐ處にあらず。和蘭人が地球儀を献するや、地、圓くして天、涯りなきの説も、之と共に來り、和蘭人が小銃を輸入するや、泰西流の軍隊組織、陣法も、之と共に來り、和蘭人が奇器異物を輸入するや、其の製造所につきての説も、また共に來りしが、ため、愛國者、學者の間には、歐洲の文明を欲求するの心、甚だ盛なりしが、今より六十年前、嘉永六年、米國が其の水師提督ペルリーを送り、開港を促がすに至りて、此の欲求は更に一層の勢を加へしも、幕府は歐米使節の背後には恐るべき武力あることすら解せず、唯例により

て之を拒絶して、遷延日を送り、國民は米國軍艦を見て黒船と號し、黒船の現出は慧星の現出の如く、國家の妖兆として之を恐るゝのみ。而して識者が歐米の實情を解説して、國民を教へんとするものあるや、幕府は異説、衆を惑はすと爲し、或は閉門せしめ、或は投獄す。

此の如くして暫時、國內の人心を鎮靜ならしめ得たりと雖も、外より來る文明の勢力を控制する能はず、遂に米國と開國の約策を結ばざるべからざるに至りし時は、多年國を鎖したる結果として、兵備、彼を威す能はず、人材此の局に當るに足るものなく、遂に殆ど米國の制令の下に通商條約を結び、始めて世界の市場に引き出されしが、此の條約の結果として、外國より我が國に輸入する貨物の稅率甚だ低く、また米國人に對する訴訟起りし時は、之を審判するは我が法廷

控制

制令

稅率

治外法權
Extraterritoriality

蕞爾

にあらずして、米國の領事官たるが故に、我が國人の權利と利益とは、多くの場合に於て侵害されたりき。之を名づけて治外法權といふ。即ち他人の國家の中にありながら、國家の外に立つと云ふの義にして、歐米が常に三等國に對する政策を我國に應用したるものなりき。爾後、英佛諸國、相續ぎて修交條約を締結したるも、皆米國に對すると同じ。此の如くして我が國は、最も憐むべき三等國として世界の競争場に向つて出發したりき。

第十九章 外交の變遷 (二)

支那の如きもまた初めより我を見て蕞爾たる小國、顧慮するに足らずとなし、明治七年、臺灣の蠻族が琉球人を殺したるとき、我が政府其の損害の辨償を支那に求むるや、支那政

阿附

府之を省みず、言を曖昧にして日を曠うするがため、我が國家遂に自ら臺灣恒春附近の生蕃を討つて、之を懲らし、内務卿、參議大久保利通自ら天津に航して、李鴻章と談判し、其の軍費辨償を支那に求めしが、支那が傲然、我を侮るが爲め、國交將に破れんとし、英國公使の調停によりて償金を支那より拂ひ、僅に事なきを得たり。其の後明治十二年日本帝國が琉球の藩主を東京に移し、之を我が領土とするの實を示すや、支那政府はまた之に抗議を試みたるほどなりき。かゝる状態なれば、朝鮮の如きも、支那に阿附し、侈然として日本を輕んずるがため、朝鮮を撃つて之を併合し、以て我が國權擴張の第一歩となさざるべからずとは、明治の初年より我が志士政治家によりて唱へられたる議論なりき。已にして朝鮮に金玉均一派の改革黨出て、日本の文物を學

安南、東京

謝絶

び、日本の力に頼り、支那に黨する保守黨を撃つて、其の權力を奪はんと欲し、明治十七年急に兵を京城に擧げたるも、力足らず、却て支那公使袁世凱の爲めに破られて散亡し、日本公使もまた亂民の逐ふ所となり、海に航して逃れ歸る。是より朝鮮は殆ど支那の屬國領地の如く、支那公使は暴威を京城に振うて、顧みる所なし。是に於てか明治十七年、工部卿伊藤博文自ら使節となりて、天津に赴き、李鴻章と談判し、朝鮮は獨立國にして支那に屬するものにあらずと言明せしめ、日清兩國共に朝鮮より手を引くことを約して、時局を結ぶ。當時佛蘭西は安南、東京に於て、支那と事を構へつゝあるがため、日本と同盟し、東西相應じて支那を攻めんと欲せしが、我が政府は佛蘭西の眞意を疑ひ、羽翼未だ成らず、高く飛ぶときにあらずとし、之を謝絶したりき。

炎エン々々
ヒンモユルヤウニ

我が國民の自ら見ること此の如くに低くければ、歐洲より見る所は、更に憐むべきものあり。儼然たる一獨立國と言はんよりは、地理學上にかくの如き國土ありと云ふに過ぎず。列國に知らるゝ所は、扇子の國、小兒の天國、富士山の國、下駄の國、禮讓ある人民の國、漆器の國として、過ぎざりき。然れども我が志士政治家が自ら任じて、必ず世界列國と對等の國家と爲さんと欲するの希望は、炎々として益熾んに、兵備を修め、學問を盛にし、産業を起し、一切の政策は泰西の文明を模範とし、勉勵止む時なかりしが、明治十八年、支那が丁汝昌をして、鎮遠、定遠等の甲鐵戰艦を首力としたる大艦隊を率ゐて來航せしむるや、我が國民は電氣に打たれたるが如くに震驚したり。當時は甲鐵戰艦なるものは、貧弱なる日本國民が未だ曾て所有せざりしものなればなり。是より

自ジ強キヤウ
ジアンヤクケム

雪ソウ

國民自強の念、益熾にして、制度を擴張し、文武の設備を充實すると共に、歐米との條約を改正して、對等の交際を爲さんとせしが、此の計畫は數回の失敗の末、明治二十七年に至りて、漸く成功し、嘉永以來の屈辱此に雪がれしが、之と前後して、朝鮮に東學黨といふ秘密結社起りて、内亂を起したるに、支那は朝鮮を見ること屬國の如く、我が國には一言の照會もなくして、兵を京城以南の地に出し、全然、明治十七年の天津條約を蹂躪したるがため、我が政府遂にまた兵を出して、支那兵を驅逐し、茲に二十七八年の役となる。當時支那は歐洲の文明に後るゝと雖も、四億の人口を有し、山海の天産物あり、恰も眠れる獅子の如くに思はれたるに、我が國のため破られて、遂に使を遣して和を乞ひ、臺灣を我に割與し、朝鮮の獨立を認め、二億の償金を支拂ふに至りしかば、歐米諸

権力平均
ケンリヨクヘイキン
タカヒニツラヒタリテ
ダラレズヤウニスルコト

全盛時代
ゼンセイジダイ
マツサカリトキ
接近
キツケン
チカヒチカヨクナル

國は始めて日本の眞價を認め、支那を以て東洋の中心としたる權力平均、爰に破れ、歐洲列國の對外政策、また全く一變するの端緒此に開けたり。

第二十章 外交の變遷 (三)

日本が支那に勝ちたる以前の歐洲は、露西亞の全盛時代に於て、列國争うて露國に接近せんとしたりしが、日本が支那に勝ち、一旦旅順口と、金州半島と、威海衛とを我に收むるや、露西亞、獨逸、佛蘭西の三國、之を以て東洋の平和に害ありとなし、三國相同盟して日本に迫り、金州半島と旅順口とを支那に還附せしめたりしかば、日本國民は憤慨して之に報復するの準備を爲し、時機を窺ひつゝありしが、其後威海衛は英國、日本に代りて之を占領したり。斯くて明治三十一年

接壤
キツケン
ジヤウ

に至り、獨逸は更に一宣教師の殺害せられたるに對する報復を名義として、山東省の膠洲灣を占領し、次で露國は日本の支那に還附したる金州半島と旅順口とを占領し、滿洲に鐵道を敷設するに至りしかば、日本國民は益々憤慨の念を深くしたり。已にして明治三十三年、支那に團匪の亂あり。其の原因は外國人積年の壓迫に抵抗せんとするにありと雖も、最近の原因は獨逸の膠洲灣占領にありと信ぜらる。此の時北京に於ける各國の公使館は、亂民に包圍せられて、再生の望なかりしに、日本は接壤の故を以て大兵を出して列國と共に亂民を放逐したりしかば、列國多く之を義としたりしが、此の結果として支那は各國に巨多の償金を納るゝに至りたり。而して此の禍亂の終りたる頃は、露國は鐵道保護を名として、滿洲に兵を出し、殆ど全然之を占領したりき。

與グミス
向背一決コウハイイツケツ
ムキカダガキマル

迭兵テツ
ヘイナヒキアゲル

此の頃より英國は、日本と同盟するにあらずんば、東洋の平和、或は保ち得べからざらんことを恐れ、明治三十四年、遂に日英同盟を約したるが、若し英國にて印度に事あらば、日本は陸兵を出して英國を助くべく、日本若し外國と戦はゞ、英國は海軍によりて之を助くべし。但し日英兩國とも、其の敵が二國以上なる時に限るの規定なりき。日本は明治二十三年頃より、英吉利に與せんか、露西亞に與せんかとして、數議論せられしが、此に至りて向背一決したるものにして、是より日英兩國の威望大に加はる。
滿洲に於ける露國の舉動は、長く列國の疑惑を受け、日本は英米二國と共に、數、露國に抗論する處ありしも、露國は必ず滿洲より迭兵すべしと宣言しながら、此の宣言を實行せざるのみならず、更に進んで朝鮮にも手を着けんとせるがため、日本は斷然意を決し、三十七年二月八日、旅順口に於ける露國の艦隊を襲撃したるを初めとし、二十ヶ月の戦争を繼續し、遂に米國大統領ルーズベルトの仲裁によりて、露國と和を媾じ、南滿洲に於ける露國の鐵道一切、金州半島の租借權及び樺太の半部を我に收むることゝなれり、露國は歐洲の覇者なりしが、此の覇者を破りしがため、日本は始めて世界一等國の衆團に加はることゝなりてより、列國の權力平均、また更に動搖を生ずるに至れり。
其の後日本は露國と新怨を忘れて、舊交を温めんがため、明治四十年、一の協約を結びたり。凡そ外國と關係を約束するに、多くの形式あり。通商條約は輸出入品の税率につきて取極め、同盟條約は、戦争及び政治的行動に關する取極めにして、積極的の性質を有し、協約とは或問題に關して、双方の意

條約
Treaty
協約
Entente

新怨
シンエン
アタラシキナカダガヒ
舊交
キウカウ
フルイマシハラ

覇者
ハクシャ
カシラ
衆團
シュウダン
ナカ

同盟
Alliance
宣言
Declaration

志を疎通するを目的とす。是れ所謂談し合にして、消極的の性質を有す。此の外、條約などにはあらざれども、一國が宣言を發して、自國の意中を示して他國を安心せしむることあり。今露西亞との協約は即ち此の談し合ひにして、二國の衝突を緩和するを目的とし、其の趣意は南滿洲は日本の自由に一任し、北滿洲は露國の經營に一任し、他國來りて之を妨げんとする時は、互に協力せんとするにあり。更に之と前後して、佛蘭西と協約を結び、日本は東洋に於ける佛蘭西の殖民地、若しくは勢力範圍に於ける經營を妨げざると共に、佛蘭西はまた日本の殖民地若しくは勢力範圍に於ける經營を妨げざるべしといふにあり。此の外米國とも協約ありて、太平洋の事に關しては、互に和協相談すべしといふにあれども、殆ど協約の形を爲さず。唯、兩國の敵意なきを示したる

勢力範圍
Sphere of Influence

に過ぎず。此の如く日本を中心としたる一の同盟、三個の協約ありて、東洋の平和を保たんとするは、今日の現狀にして、而して是等の盟約をして有効ならしむるは、結局我が國民の實力に外ならざること、また之を忘るべからず。明治四十三年に至り、朝鮮を併有し翌年日英同盟再締の期限來りしがため、之を改訂したりしが、大體前年のものに異らざるも、唯、米國と戰ふ場合には、英國日本を助くるの限にあらざるの新意義を加へたる一事あるのみ。

第二十一章 國民の外交

我々が外國に遊びし時、其の國民一體に日本に對しては、好意を有せざるも、若し其の中に三四の篤志ある人ありて、我々に對して好意を表せんには、我が心何となく歡然として、

見る物事、我に可ならざるなきが如く感ずることあり。之に反して其の國民が全體に我が國に好意を懐くことありとも、大都會の中、一人特に我を好遇する者なくば、恰も沙漠を行くが如き荒涼の感あるを免れず。かゝる所に偶然、一人にても我を凌辱するものあらんには、我が心怫然として、見る物事、凡て我に不快なることあり。畢竟、人は一斑を見て、全豹を卜するを免れざるものにして、歐米の旅行者が我が國を評するも、かゝる事情より來ること少からず。古語に己の欲せざる處、之を人に施すことなかれと云ふ。余は我が國民が假りに身を外國を旅行する者の地に置きて、我が國にある外國人に接せんことを希ふ。かゝる事を國民の外交とは云ふなり。

外國及び外國人に對して心得べきことは、第一、故なく外國

を卑しむは、甚だ非理にして、且つ不利なりと云ふ事是なり。御身等は支那人が外國人に對しては、非常に倨傲にして、支那以外は一切夷狄なりとし、自ら中華の民と稱せしを知らん。而して支那は如何なる國なるかと云へば、其の文明は低く、其の國狀は未開にして、外國を輕侮敵視するにより、紛議を招き、毎々其の權利を抑へられ、領土償金を取られしこと、御身等の知るが如し。自ら見ることに明かならずして、漫りに外國を輕侮敵視することの愚さは、此等の例によりて見ることを得べし。我が文明は支那より進みたるは事實なりと雖も、若し倨傲にして他國を卑しまば、文明の進歩はこゝに止まりて、結局他より見れば、支那と異なる所なきものとならん。

我が國民が大日本國を親愛し、其の威力聲望の世界に大な

可

らんことを望むは可し。されど外國を卑しみ、外國人を輕侮せずんば、かく爲すことを得べからずと信ずるは、大なる謬なり。世に秀てたる富豪とは、世人が有せんことを望む金銀財寶の、多くを有する者にして、必ずしも世人の有すること欲せざるものを有するものにあらざるは、御身等能く之を知らん。また英雄と稱する者も、世人が見て、齊しく稱賛する度量才能の多くを有するものにして、必ずしも他人が稱賛せざる別種の性質を有する者にあらざるは、御身等能く之を知らん。世界列國の間に大國民と云はるゝは、恰も世間に富豪若しくは英雄と言はるゝが如し。されば大日本帝國をして世界の大國民たらしめむと欲せば、世界列國の齊しく有する文明開化の多くを、我に集めて、之を有する外なきことを知るべし。故に御身等決して外國を輕侮せず、其の長

を採り我が短を補ひ、世界列國の人民にして、生を我が國に託せんと欲するものあらば、また能く之を寛容厚遇して、我が日本の徳風を世界に示さざるべからず。鎖國同様の思想を以て、外國を卑しむが如きは、自ら小國民たらんと欲する者のみ。

第二に外國人に對するや親切鄭寧にして、國民寛大の心を外國に示すを忘るべからず。是れ第一に、人は凡て其の隣人に對して親切鄭重ならざるべからざるものなればなり。第二には外國人は萬里の波濤を渡りて、生を日本國に託し、父母の國に遠ざかりて、助け少きものなるが故なり。第三には家内の者に對するより、他人に對しては禮儀あるべきものなるが如く、國內の人に對するより、國外の人に對して禮儀あるは人間の通義なればなり。我が國民が他の文明國內に

通義
マレモ
ナラヌコト

入るや、其の國人は權利と利益との競争に至りては、相讓る所なしと雖も、其の他の事柄に關しては、國人相互の間よりも、親切鄭重なる待遇を我が國人に施しつゝあり。我が國民たるものも、また此の文明國共通の仁義を忘るべからざるなり。且つ外來の人に對して親切鄭重なると、無禮、粗暴なるとの得失如何は、彼等が其の本國に歸りて、之を其の朋友公衆に語る所の結果につきて考量せば分明ならん。我が國人の一言一行によりて、我が國家の信用威望に少からぬ影響あるを知るべし。

また世には我が國民は一の人種なるが故に、他の人種の加はるを欲せずと云ふものありと雖も、極めて謬れり。我が國が大和を中心としたる頃より、更に日本全島に廣がり、また更に琉球、臺灣、朝鮮に廣がりしは、御身等の善く知る所にし

て、其の度ごとに朝鮮人、支那人、マレー人等の異人種を、我が羽翼の下に集め、今日名家、舊族と稱せらるる者、異人種より出でしもの少からず。而して此等は皆我國の歴史を作り、我が文明を助けたり。我が國民はかゝる間に發達したるものにして、決して初めより外來人種の混合なきものにあらざれば、今更に外國人種を厭ふがごときは、故なき事なり。世界何れの國民か、外來人種の混合せざるものあらざらん。此の點に於て、御身等は極めて寛大ならざるべからず。

御身等はまた殊に外國の公使、領事等官職を帶ぶる者に對しては、一層注意して禮儀あるを要す。即ち大使館、公使館等は儼然として一國の形を爲し、我が警察力も此に入る能はざるほどにして、各國共に其の官職に伴ふ特權を認め、入國の時も、税關官吏は其の荷物を検査せざるほどの尊敬を表

するを常とし、其の個人に對する侮辱侵害は、直に其の國家に對する侮辱侵害となるものなれば、御身等が此等の人に對する言行は、深く注意せざるべからず。然らずんば些々たる事より、外國人をして日本國に不利なる思想、感情を起さしむべし。況んや一時の怒に乗じて、外國の官吏に侮辱を加ふるに於ては、取りも直さず國家に禍を及ぼすものたることを忘るべからず。我が權利と體面とは之を保たざるべからざるは勿論なれども、故なき怒によりて、國家を禍するは正しく愛國心あるものゝ爲すべき事にあらず。明治天皇も明治三十二年七月の内地雜居の期に先つて「朕は忠實公に奉ずるに厚き臣民が、深く朕の意を體して、開國の宏謨に恪遵し、億兆心を一にして、善く遠人に交り、國民の品位を保ち、帝國の光輝を發揚するに努めんことを庶幾ふ」と詔し給ひ

宏謨
カフ
グ、シ、ニ、マ、モ、ト

たるなり。國家の外交は、獨り外交官のみの能くする所にあらざれば、國民もまた國民の外交を爲し、官民相助成するの心得なかるべからず。

第二十一章 陸軍の組織

昔の軍隊は將軍、大名より祿を受け、之により衣食する士卒より成りしが故に、軍隊は將軍や大名の爪牙に過ぎず。従つて奴隸の如く、上長官のために戦へば、夫れにて足りたる譯なれども、今日の軍隊は、立憲國の人民が其の權利によりて、兵士となりしものより組織せらるゝが故に、愛國者の集團たり。従つて我々の屬する軍隊は、隊長の軍隊にあらず、師團長の軍隊にあらず、陸軍大臣の軍隊にあらず、我が國家の軍隊に外ならず、國家は即ち我々の國家なるが故に、軍隊は即

祿
ウー
生
アイ
ゴウ
ル
ホウ
キ

派^ハ遣^ン

抽^キ籤^シ

ち我々の軍隊に外ならず。天皇は國家の首長なるが故に、此國家の軍隊の大元帥たるなり。御身等學校を出て、滿二十歳となれば、御身等の名は、町村役場區役所にある徴兵名簿の中に書き止めらる。かくて陸軍大臣が派遣したる徴兵検査官は、此の名簿に書き止められたる青年を集め、體格を検査し、規定に合したるもの、中より、其の年に要する數を抽籤にて選出し、兵營に入ること命ず。其の人々は三年の間、兵士たるの訓練を受けざるべからず。之を現役兵と云ふ。現役兵の服役期限は三年なれども事實に於ては二年にして其訓練を完成するを以て二年の後には己の郷里に歸休して職業に就くことを得べきも、猶ほ四年の間、毎年數日間召集せられて兵士たる任務を忘れざる様服役せざるべからず。此の間を豫備といふ。現役豫備の

二者を稱して常備役といふ。検査に合格するも、抽籤に外れて、軍隊に入らざりしものを補充兵と稱す。常備の期滿ちて後は後備役となりて、猶ほ兵士の中に數へらるゝもの十年、萬一、戦争の起りしときは、先づ現役兵にて戦ふと雖も、不足の時は豫備兵にて之を補ひ、之よりも猶ほ不足のときは補充兵にて補足し、猶ほ不足のときは後備兵を出す、後備兵を出だして猶ほ不足の時は全國の男子十七歳以上四十歳までのものを徴發して、兵役に就かしむ、之を名づけて國民軍と云ふ。日露戦争の時は、後備兵は殆ど悉く徴せられ、將に國民軍を徴發せんとするまでに至りたりき。人若し徴發せられて陸軍に入れば、先づ小隊を作らしめらる。小隊三を合して中隊となし、中隊三を合して大隊となし、大隊三を合して聯隊となし、聯隊三を合して旅團となし、旅

團三を合して師團となす。今日に於ては師團は最大の組織體にして、我が國には現に師團十九個の外、臺灣守備隊、各要塞砲兵隊、交通兵旅團、對島警備隊、旅順鎮海灣砲兵等あるが故に、實力は二十一個師團に等しく、其の總數を數ふるに歩兵三百五十一大隊、騎兵二百四十三中隊、砲兵二百九十六中隊、工兵五十七中隊にして、人員二十二萬五千人なれども、五六年の後外國と戦争する場合あらば、一百六十萬人を戰場に出だすことを得べく、十年の後ならば百八十萬人を出すを得べし。我が國と滿洲に於て境を接するものは、露西亞と支那とにして、露西亞には千二百五十二大隊の歩兵、七百五十中隊の騎兵、六百一中隊の砲兵、二百九十中隊の工兵あり、總數百四萬人にして、戦時には四百萬人に増加し得べしと雖も、露西亞は歐洲方面の警戒の爲めに、其の兵力の三分の

二を本國に留めざるべからず。また支那は七十九萬人の兵ありと雖も、各地の守備の爲に之を分配せざるべからざるを以て、滿洲に出だし得る兵は甚だ多からず。是れ我が陸軍が十九師團と自餘の獨立旅團を以て、略、我が國防を全うし得べしとする所以なり。

今を去ること二十年前、明治二十七八年支那と戦ふたるときは、我が全國の兵力七師團にして、戰場に出でしもの將校兵士、文官雇吏、軍吏を合して二十七萬八千二百九十二人なりしが、三十七八年の日露戦争には、我が兵力十三師團にして、戰場に出でし兵數九十九萬八千六百八十八人に達し、今や一百五十九萬人より、一百八十萬人の大兵を出だすことを得、また以て國力の發達を見るべし。

將校兵士十七萬人
 四千〇七十七人
 四萬八千二百七十人
 吏十萬二千二百七十人
 五萬四千二百七十人
 兵數も此の割合なり

第二十三章 海軍の組織

何れの國家にても、陸軍なきはなきと共に、我が國の如く、四面、海を以て圍まれたる國に於ては、海軍は陸軍と共に必要にして、我が國が滿洲に權利を有し、朝鮮を併合し、臺灣を領有し、海の彼方に種々の關係を生ずるに従つて、我が海軍の必要は益、増加す。是れ萬一海外に於て戦争することありとせば、戦ふものは陸軍なれども、陸軍を海外に送る時の護衛、陸軍を送りたる後に、食糧を送る時の護衛、通信等は全く海軍の力に倚らざるべからざるが故なり。故に我が國の海軍は年々擴張せられ、今は艦齡二十年未滿、一艘七千噸以上、即ち稍、實戰に参加し得べき軍艦を數ふれば、四十九艘、五十一萬噸に達す、此の外小艦を數ふれば、其の數甚だ多しと雖、近

遅歩
アジノオンキ

時海軍戰略の變化したるが爲め、從來の如く徒に軍艦の數、總噸數を待みて安心すべからず。何となれば海軍の大砲は年々巨大を加へて、其の破壊力益、増加するが爲め、小艦の如きは、一撃の下に沈滅すべく、而して軍艦の速力増加したるが爲め、遅歩の軍艦は、捕獲を免れざるを以てなり。故に今日の海軍にては、二萬噸に近き巨艦にして十四インチの巨砲を備へ、高速力ある戦闘艦と、戦闘巡洋艦とをのみ主力として、其の他の軍艦は補助艦として數ふるに過ぎず。敵國艦隊との勝敗は、此の巨艦のみより成る所の主力艦隊の最初の一戦によりて決するものにして、此の點より見れば、使用し得べき我が戦艦は、二萬七千噸の巡洋戦闘艦四、三萬噸の戦闘艦一、二萬噸の戦闘艦二、一萬九千噸の戦闘艦二にして、其の他一萬噸より一萬四五千噸の戦闘艦十一艘あるのみ。而

新
意
イ
カ
ラ
シ
キ
カ
ン
ザ
イ

して世界の軍艦製造術は、年々歳々新意を出すが爲め、容易に現狀に満足する能はず。陸軍と海軍との相異なる點は、歐洲の陸軍如何に強大なりと雖も、之を東洋に送るには露國の外、陸路に頼る國なく、而して海路に頼るには、一師團の兵を送るには兵士、兵器、兵糧のため五萬噸の運送船と、此の運送船を護衛する戰艦とを要し、到底實行し得べからざるに係らず。海軍に至りては殆ど數を盡して、之を東洋に送るを得るが故なりとす。今歐米が有する艦隊を數ふるに、米國は九千噸以上の軍艦四十八艘、七十五萬噸を有し、此の中二萬噸以上の戰艦十一艘、一萬噸より一萬六千噸の戰艦二十四艘、九千噸より一萬四千噸の装甲巡洋艦十四を有し、獨逸は九千噸以上の軍艦五十、八十一萬噸を數へ、一萬八千噸より二萬七千噸の戰艦十

七艘を有し、一萬九千噸より二萬八千噸の戰艦巡洋艦六艘、九千噸より一萬五千噸の雜種艦三十艘を有す。露國は八千噸以上の軍艦二十艘にして、三十三艘六千噸を有し、其の中七艘の戰艦は二萬二千噸より二萬三千噸にして、二萬八千噸の巡洋戰艦四艘あり。此の外一萬二千噸内外の雜種艦十九を有す。唯、是等の艦隊が悉く東洋に來りて、戰ふ能はざるは、石炭の缺乏のためのみ。今二萬噸の軍艦が活動すると假定して、一時に積み得る石炭は二千噸に過ぎざる割合にして、概して軍艦の噸數の一割だけの石炭を積むの力あるに止まる。而して毎日幾何の石炭を費消するかと云ふに、戰時には一日百五六十噸を費消するが爲に、長くとも十三日分の石炭を有するに過ぎず。故に十日目ごとに石炭を取るの必要あり。是れ歐洲各國が、各地に貯炭場を獲得せんとする

所以にして、此の貯炭所を有せざる國の軍艦は、戰時遠く東洋に來るには、種々の不便利あり。此の不便利を犯して戰ふは、容易の事にあらざるを以て、歐洲の軍艦は、東洋に戰ふの力極めて少なし。我が海軍は歐米の中、二三の國を敵と定假して、萬一の時、彼等が幾何の艦隊を派遣し得べきかを測定して、之に應ずるだけの艦隊を作らんとするものなり。

第二十四章 戦争は何の爲ぞ

我が國古代の兵制は、専門の武人といふものなく、農民より兵士を調發し、任期满つれば郷里に歸休せしむる制度なりしが、内亂長く打ちつゞくに從つて、何時の間にか武士といふ一階級を生じ、此の階級にて權力を専らにし、百姓町人は唯、租税を納め、夫役を勤むるに過ぎざることゝなりしが、徳

調發
ハツ
ニ
ハ
ス

夫役

川氏に至り、泰平日久しきにつれ、武士は惰弱にして世事に後れ、驕慢にして紀律なく、物の用に立たざるもの多き時、外國と交際するに從つて、外國にては、國民を擧つて皆兵役に就かしむるの制にして、此の制度は即ち強兵を得る本なりと聞き、明治五年始めて此の主義を實行して、徴兵令を發し、二十歳に至りし男子は、華族と士族と平民とを問はず、皆兵役に就くの法を立て、是より剛健質實なる青年、軍隊に入り、我が軍隊の氣風一變す。

此の如く全國の青年を以て軍隊を組織するは、何のためなりやと云ふに、多くの人は戦争のためなりと答へん。然れども、軍備の目的は、實は戦争のためにあらずして、却つて平和を維持せんと欲するに外ならず。我々の一家にありても、ピストルを備へ、刀劍を有するは、一國に軍備あるが如し、然れ

軍資

ども是れ我々が好んで盜賊と戦はんが爲めにはあらず、唯、此の如くに嚴重に備へあらば、盜賊が恐れて近づかざらんことを望むがためのみ。此の如く國の軍備も、隣國を攻めんがためにはあらず、隣國をして之を憚りて、暴虐を我に加へざらしめんがために他ならず。故に軍備あるが爲めに、巨額の財用を投ずるは無益の如く見ゆれども、萬一此の軍備なきがため、隣國の侮辱と暴虐とを蒙り、其の結果戦はざるべからざるに至らば、巨多の軍資を費し、國民の産業を衰へしめ、無数の青年を殺傷し、其の損害計るべからざるに至らん。此の損害に比すれば平生の軍備のために費す所は、寧ろ廉價なりと云ふべし。故に平生海陸軍のために費す所の財用を平和の保険料と云ふ。

此の如く軍備の目的は平和にあるが故に、戦争を企つる前

には、冷靜の思慮を運らさざるべからず。これにつきて御身等に語るべき一の昔話あり。昔一人の勇士ありて、道を行きしに、途中に一枚の楯の樹枝に懸れるを見つゝあり、先方よりまた一人の武士來りて、同じく之を見つゝありしが、此方の武士、此の楯は黄金の楯なりとし、一人の武士は、否、白銀の楯なりと主張し、否、金なり、否、銀なりと、互に言ひ争うてやまず、口角泡を飛ばして論駁したる結果、遂に刀を抜き、互に相闘ふに至り、双方共に傷を負うて倒る。かゝる處に一人の僧侶通りかゝりて、二人を介抱し、徐かに其の決闘の理由を質したるに、一人は金の楯なりと主張し、一人は銀の楯なりと主張するより起りしといふを聞き、笑つて曰く、愚なるかな二人の武士。見よ此の楯は一面は金にして、一面は銀なり。互に一面のみを見て他の一面を知らざるが故に、争を起したる

のみ。汝等之によりて、人事は凡て此の如きものなるを考へよと諭したりといふ。御身等成人したる後、外國と紛議ある時も、決して楯の一面のみを見る事なかれ。必ず兩面より見ざるべからず。我自ら我が權利なるを信ずとも、外國の權利もまた正しからざるや否やを考へざるべからず。また萬已むを得ざるときは、戦争に訴へて事を決せざるべからざる場合あるべしと雖も、戦争するかせざるかを決するには、一に外務大臣の職分にして、軍人の喙を容るべきことにはあらず。一旦戦争と決したる後、兵士は一身を犠牲として戦ふべきのみ。凡そ人間の道徳中、己を愛するの愛を他人に及ぼして、一身を艱難の間に投ずるは、最も芳烈なる道徳にして、此の道徳を實行する者を人中の英雄男兒といふ。御身等の脈管の中には二千五百年來の歴史に現はれたる

英雄の血液あり。余は此點に於て御身等が、其の祖先の如くあらんことを希ふ。

第二十五章 戦争に處する國民の心得

余は我が青年が、勇敢にして戦を辭せざらんことを希ふと共に、戦争の悲酸なることをも知らんことを希ふ。凡そ物には光と影とあり。我が國は日清戦争には幸に支那に勝ちたりと雖も、支那國民の不幸は幾何ぞ。其の軍艦は大抵撃沈せられ、其の勇士は多く戦死し、其の土地は他に割き取られ、其の政府と人民とは、世界列國より嘲笑せらる。我が國に勝利の光あれば、我が敵國には、敗北の影あり。而して此の光も、影も等しく人類にして、同胞なることを忘るゝ勿れ。或は強國には敗北なしと信ずるものあらんか、是もまた誤

占^シ有^ラ
シアン
モント
ス

れり。勝敗は時の運にして、必ずしも強弱のみによるものにはあらず。また一國として強くとも、二個以上の強國の聯合したるときは敵すべからざることあり。露西亞は世界の覇者たりしに係らず、其の強きを恃みて、日本を侮るや、三十七年の如き大敗を招き、延きて、内亂まで醸し、歐洲に於て占有したる覇者の地位を失ふに至りたり。強國とて必ずしも勝つものにはあらず。假りに日露地を換へて、日本が敗北したりとせば、其の慘狀如何ばかりぞ。

我が國已に露國に勝ち、威名を揚げ、領土を擴張し、政治家、軍人の胸は光輝燦然たる勳章を以て飾られたりと雖も、此の光には影あることを忘るべからず。我が同胞の二十三萬人は之が爲に死傷し、其の老父母若しくは寡婦孤兒が、號泣悲歎し、之が爲めに一家離散したるものあることを忘るべか

瀆^ス

らず。我が國は之が爲めに二十億の負債を生じ、國民の租税は、忽ちにして二倍したることを忘るべからず。また戦争の繼續する間は、國の産業、貿易半ば中止して、衣食の道を失ふもの多きを忘るべからず。戦争には此の如き危険と、悲酸と、困難とあるに係らず、斷じて戦を起す所以のものは、我が國の面目と、權利と、自由とを保つがため、萬已むを得ざるがため、に他ならず。然るに若し軍人の武略を示さんがため、若しくは國民の短慮のため、若しくは、一二政治家の野心を遂げんがために、外戦を起すことあらば、これ故なく國民を殺さんとするものにして、其の戦や不正不義の戦なり。之を名づけて、武を瀆すと云ふ。昔の詩人は、「一將功成つて萬骨枯る」と云ふ詩を作りたることあり。其の意は一人の將軍の手柄を示さんがために戦を起して、手柄は顯はれたれども、萬人の

兵士之がために死して、白骨となるといふことなり。かゝる不正不義の戦は、断じて之を避けざるべからず。而してかゝる不正不義の戦を避けしむると否とは、一に國民の聲によるものなり。

また萬已むを得ずして外國と戦争する時、我等は自然の人情として、我が敵國を憤るの心深かしと雖も、此の憤慨の心を表はすにつけても、深き注意を要す。何となればこの戦争につきて責任あるものは其の政府と軍隊とにして、戦争に直接の關係なき良民は、我が敵にあらざるが故に、之を攻撃すべきにあらず。また敵國の人民にして、我が國に在留するものは、其の生命財産の安全を我が國に託するものなれば、我が軍隊も、人民も、決して之を苦しましむべきにあらず。明治二十七年の戦争には、幾千の支那人我が國にあり。三十七

窘迫

年の戦争には、幾百の露西亞人、我が國にありたれども、我が政府人民其の生命財産を保護したり。是れ文明國の通義にして、我が國家の美德なり。之が爲め我が國家の信用を固めたること幾何なるを知らず。今より十五年前南亞弗利加のチレンジ自由國が、英吉利と戦争するや、チレンジ國の大統領スタイン氏は、戦争の責任者にして、最も英吉利人に憎惡せられたるに係らず、其の家族を英吉利に送りて住居せしめたりき。是れ文明國なる英國人は、決して生を其の國に託したるものを窘迫するものにあらざるを信ずるがためなり。之に反して支那人は此の通義を顧みずして、日清戦争の際には數、軍隊以外の我が國人を虐待殺傷したること少からざりき。之がため其の信用を世界に落としたることは、御身等の能く知る所ならん。然れば外國と紛議の起りたる時

に方りては、人民は能く慎重に思慮して、不正不義の戦の企てられざらんことを希ひ、萬一已むことを得ずして開戦するも、文明國の通義を破らぬ心掛なかるべからず。かゝる慎重の思慮と、冷靜の判断とある國民こそ、眞に大なる國民と謂ふべきなれ。

第二十六章 兵士としての立憲人民

四億萬の人口を有し、大戦鬪艦を有し、歐洲式の訓練を受たる軍隊を有する支那が、四千五百萬の人口を有し、巡洋艦のみを有したる日本と戦うたる時に當りては、列國多く日本のために危ぶみたるに、支那は將校兵卒に愛國心なきがため、彈丸の準備、操艦の方法、宜しきを失し、遂に全艦隊、白旗を掲げて我に降り、其の旗艦たりし鎮遠は、其の後、日露戦争の

一角

擲

時は、我が艦隊中にありて、一角の働きを爲したりき。當時、支那艦隊司令長官たりし丁汝昌は、毒を仰ぎて死したるに反し、我が水兵は支那軍艦より打出したる彈丸が、我が艦上に落ち將に爆發せんとするものを擲みて、水中に投じたるものありたりき。彼の怯なること此の如く、我の勇なること此の如きは、何故なりやと云ふに、我が兵士は此の國を、己が國と心得、此を守護するは立憲人民の權利にして、且つ義務なりと心得たるが故なり。

世界の覇權を握りたる露國が、東洋の後進國なる日本と戦ふや、世界は日本の必敗を期して、之を憐み、同情を表したりき。然るに露國はまた清國の如く我がために敗られたり。露國の兵士中には支那兵よりも愛國心に富み、且つ勇氣あるものも少からざりしが、猶ほ我が兵士に及ばざりしは何故

なりや。我が兵士は此の國を以て、確に自家の所有物なりと信じ、己の家を防ぐが如く、己の國を防ぐは高尚なる道德なりと信じ、此の戦は此の國の存亡の分るゝ危機なりと信じ、戦うたるがために他ならず。滿洲軍の總司令官クロバトキンも、其の著書に於て、日本兵士の愛國心の盛なるを稱揚し、且つ又其の何の爲めに戦ひつゝあるかを解するを賞し、露國兵士の愛國心足らず、何の爲めに戦ひつゝあるかを解せざるを嘆息したりき。而して我が兵士の愛國心は、如何にして出づるかと云へば、立憲國民として萬人皆平等に國事に參與し、天皇と共に此の國を負擔すといふ自由、獨立、自敬の念あるがために他ならず。蓋し人類の歴史を見るに、愛國心の旺盛なりし時は、其の國に自由の精神の旺盛なる時なりとす。泰西の語に「專制國に於ては愛國心なし。其の國のた

參與
サウデンニアダカル

*ラ、ブドワエー
ル氏の語

親分

めに奔走するものは、私利の心と、親分に對する愛着の念とのみ」と云ふ。余は我が兵營に入る人民が、一刻たりとも立憲人民たるの大精神を忘却せざらんことを希ふ。
五六十十年前迄は、軍事は將軍と士族との職分にして、一般人民は牛馬に代りて、米糧を運送するの他なく、一國の大事を見て憤慨するも、此の憤慨の心を事實に示す能はず、刀劍をすら帶ぶる能はざりき。試みに考へよ、我が國は我が家の如くに忘れがたきものなるに、平人は國家のためにすら劍を抜くの權利なかりしとは、憐むべきの極にはあらずや。然れば平人にして金錢を出だして、武士の株を買ひ、僅に帶刀の權を得て喜びたるものすらありたりき。今や全國の人民、貴賤を問はず、何人も軍人となりて、國家のために武器を執るを得るに至れり。然れば兵士となるは、我々の義務たるのみ

平人
ブダナイダダヘト

ならず、また立憲國民の自由と權利なることを知るべし。されば御身等は軍隊に屬し、軍艦に乗りたる時、心に記して忘るべからず。御身等は給料を以て他人に傭はれたる傭人にはあらず。損得を量りて商賣を營むものにもあらず。獨立不羈、天皇の外、何人にも屈せざる日本人民が、日本人民たるべき義務を盡し、日本人民たるべき權利を行はんがため、其の處に立つものぞかし。御身等に號令する上官は、天皇の命を受け、國家のために御身等に號令するものに過ぎざるぞかし。御身等は如何なる處にあるも、大日本國の人民として、自主、自由の人民として、自ら尊敬すべき事を忘るべからず、而して報酬を目的として戦ふは、此の自主と自敬との念を傷づくるものなり。

御身等は戰場に立ち、兵營にあるとき、心に記して忘るべからず。御身等一人の手に、日本の鍵は託せられたるものなるぞ。御身等一人の手に日本の運命はかゝるものぞ。御身等が要塞砲兵たるとき、一發の砲を錯らば、敵國の軍艦は我が首都を衝くことあるべし。御身等が歩兵として一人機を過たば、敵兵我が全軍を覆すことあるべし。御身等騎兵として、一人躊躇せば、全軍の勇氣を沮喪せしむることあるべし。御身等輜重輸卒として一人其職を怠らば、全軍爲めに餓うることあるべし。昔佛帝「ナポレオン」が「ウオタル」に於て戦ひたるとき、其の部下の一將が期を過ちて後れたるがため、幾十萬の大軍爲めに敗北し、歐洲の政治も之より一變したり。かれば御身等一人の劍光火影の下に、大日本帝國の興廢の大機あることを忘るべからず。

大機
ダイセツンズアヒ

第二十七章 國家と宗教

馬の好まざるに、之を牽きて水邊に至るは、一人の力にても十分なれども、馬の好まざるに水を飲ましむるは、千人の力にても爲し得べきにあらず。馬には好悪あり、好悪のある處、撰擇の自由あればなり。是れ獨り馬のみにあらず、凡ての動物に通有する所なり。然るに此の義の明かならざるがため、古來宗教を人に強ゆるもの多く、古今東西の歴史上の出來事、殆ど其の三分の一は、政權を以て人に宗教を強ひんとするより起り、之がため文明の進歩を沮害したること幾何なるか、殆ど量り知るべからず。

自然力とは風、雨、電、雷、山川河海等天然物に伴ふ力を云ふ

宗教は自然力の偉大なるに對する人類の驚嘆より起る。星の燦然として輝くを見ては、其の裡に、人間以上の力の潜め

るを信じ、太陽の光の萬物を照らすを見ては、其の光の裡に、人間以上の力の潜めることを信じ、大山、大蛇、大木を見ては、其の大なるもの、裡に、人間以上の力の潜めるを信じ、此の信仰より神明を思ふ。之を思ふは人の自由にして、之を思はざるもまた人の自由なり。此の自由たるや父も之を其の子に強ゆる能はず、況や他人をや。然るに一の宗教を信ずるものは、之を他人に強ゐんとして、他人、之に服せずんば、之を目して異端邪説となさんとす。他人の説を攻撃するは可なり。國家の力を以て他人の説を壓抑せんとし、或は之を獄に投じ、或は其の權利を奪ひ、或は其の生活の道を奪ひ、甚だしきは人と獅子とを共に洞穴に投じて、之を苦ましめ人を樹上に繋ぎ、下より火を放つて、之を焚死せしむるに至りては、暴悪の極と云はざるべからず。然かも是等の苦痛も以て人の

羅馬にては此の如きことありたり、日本にても徳川時代にありたり

歐洲の近世史、
肥前天草の騒動、
皆な然りとす

ロシア、ギリヤ、
露西亞は希臘教
を以て國教とな
し、他の宗教を苦
しむ、希臘教は天
主の一派なり、
英國は新教中の
監督教會を國教
とすれども唯僧
官を設くるのみ
に、他の宗派を
寛容して異なる
所なし、佛蘭西
は全然、國教なきのみならず、
佛蘭西は全然、
國教なきのみならず、
壓迫す

信仰を奪ふ能はず。彼等をして死に至りて悔みず、或は憤慨の極、相率ゐて其の國家に對して叛亂を企つるに至らしむ。是の如くして、國家人類に果して何の利益ありや。案ずるに、古來一宗一派を唱ふるもの多く、其の國の王室に因縁を結ぶを以て、最も速かに勢力を作る手段となし、王室もまた宗教の勢力を利用して、以て人民を服従せしめんとするの心あるがため、兩者結託、自然に他の宗派を窘迫するに至る。天主教の歐洲各國に於ける、土耳其の王室のマホメット教に於ける、清國の王室のラマ教に於けるは、此の類にして何れの國に於ても、宗教と國家との關係は大抵相同じ。然れども王室と政府とが、宗教を養ふの結果は、大蛇を養ふに同じく、却つて之が累を受くるに至る。我が後白河法皇が、天下朕の意の如くならざるものは、鴨川の水と、賽の目と、山

法師のみと、嘆息するに至りしが如き是れなり。山法師とは比叡山の法師にして、事あるごとに神輿を擔ぎ、大衆を擧げて、京都の朝廷に強訴せるは、朝廷の最も苦痛としたる所なり。然かも朝廷政府の悔ゆるときは已に遅く、宗教と國家とは竟に離るべからざるの關係を生じ、國民は國家に屬すると共に、寺院に屬し、國家の中、更に別個の國家を立つるの形を生ずるに至りたり。

幸に明治維新と共に歐洲の文明來り、此の文明は久しく宗教專横の弊に懲り、國家と宗教との關係を切斷せんことを主としたるがため、我が國の輿論は、政教分離を以て、我が國家の執るべき主義なりとし、遂に憲法第二十八條に於て信仰の自由を明記するに至りしなり。實に歐洲の近世史は、王室が一派の宗教を以て眞理なりとなし、他の宗派を抑へん

宗

とするより、生じたる、革命の歴史といふも不可なきほどなるに、我が國が前車の覆轍に鑑みて、平和の間に此の自由を認め、政權を以て、宗教を強ゆる國教主義を捨て、一切之を國民の自由に一任し、政教分離主義を取りたるは、國家の大幸と言はざるべからず。

右は國家の上より論じたる事なれども、元來宗教は、神若しくは佛を宗として立てたるものにして、神佛は慈悲、仁愛を主とするものなれば、人の好まざる所を強ひて、若し従はずんば之を窘迫し、甚だしきは之を刑罰に處するが如きは、神意佛慮にも背くものにして、かゝる輩をこそ却つて神仇、佛敵とこそ云ふべけれ。泰西の諺に「迷信は人をして禽獸に近よらしむ、去れど狂熱の迷信は人をして猛獸怪禽たらしむ」と云ふ。宗教を信ずるは人の自由ながら、已と共に信仰せざ

零
基
個
人

るものを苦しめんとするものは、則ち此狂熱迷信のみ。況や立憲政體は、己も自由を得て、他人の自由をも認むることを主義とする政體なれば、此の政體の下に於ては、信教の自由を認むることが、一大要義たるを忘るべからず。若し此の要義を忘れんには、立憲政體は專制政體と擇ぶ所あるなし。

第二十八章 教育

零は幾千萬を合しても、同じく零なれども、僅に茲に、一の數あれば、之を合しては、幾萬にも達し得べし。氣力なく、思慮なく、零に等しき人民が、幾百萬ありたりとて、之を基礎として建てらるゝ國家は、薄弱なるものたるを免れざれども、若し國家を組織する個人が、剛邁、有爲のものならんには、其の國家は自ら強大なる國家となるべし。故に如何なる場合にも、

天分テンブン
ウマレツキンヨキトコロ
磨洗マシ
ミガキアラフ

國家は個人の天分を磨洗して、之を發揮することを外にして、能く其の成立を保ち得るものにあらず。個人の天分を磨洗するもの少からざれども、教育は其の重なるものなりとす。故に立憲國にありては、國家は個人と共に、教育を重んぜざるべからず。

國家が教育を重んずる責任ありと云ふは、國家が犯罪者を捕へて獄に投じ、或は之を絞殺するの權を行ふ以上は、教育を普及して、人をして成るべく、犯罪者たらしめざるの義務あるがためなり。また國家が作る法律は、一切の國民之を讀みて、了解し得るの力ありと云ふことを、豫定して作るものなれば、法律を讀むの力なしと云ふことを以て、其の罪を逃るゝ能はず。故に國家はまた、教育を普及して一人なりとも、法律を讀む能はざるものなからしむるの責任あるなり。然

假借カセ
カノシヤスル
閑却カンケツ
スオケ

待マツ
タンミトスル

るに専制未開の國にありては、政府は人民に對して罪を糺し、刑を施す權力は、假借なく振ひ廻せども、人民を教育するの義務は、乃ち之を閑却す。故に其の結果として、個人の力薄弱にして、國力従ふて微弱なるを免れず。

個人が教育を重んずるの必要ありと云ふは、立憲國に於ては、十分の權利を個人に許容し、國家が個人に干涉すること、専制國の如くならず。従つて國勢の發達は個人の發達に待つとの點少からず。故に個人もまた教育を重んじて、己の天分を發揮して、國家が己に寄託したる職分を果たす責任あるが故なり。獨り國家に對する責任のみにあらず、個人が其の天分を發揮せんがために、教育を重んずるは、即ち個人の存在の目的を達するの手段なればなり。教育と云へば、一個の養澤の如くに聞ゆれども、其の人の存

在に必要なものは、衣服飲食と異ならず。凡そ世俗に云ふ所の人の運なるものは、所謂機會と同じ。人が成功し、進歩し、榮達する機會や運や、恰も電氣が空中を來往するが如し。電氣は空中に充滿すれども、之を執へて電燈を作り、動力とするものは、唯、發電機を有するもののみに限らる。之と同じく、人の成功進歩の機會や運や人生に充滿すれども、唯、之を執ふるの力あるものゝみの有となる。之を執ふるの力は、即ち教育に外ならず。勿論世間には、曾て學校に入らず、書を讀むの力もなき人にして、成功したるもの少きにはあらざれども、是れ學校讀書以外、世間の波に揉まれて、其の天分を磨洗し、一種の教育を受けたるが爲めのみ。教育とは人に固有せざるものを注入せんとするにはあらず。人は各、天分を備ふるものにして、教育とは唯、之を磨き、之を洗ひ、之を發揮せんとす

先進
カヘデヒト

る手段に他ならず。故に學校のみが、教育を受くる場所にはあらず。他人との交際、先進との談話、一身の經驗、皆一種の教育ならざるはなしと雖も、學校と讀書との教育を最も重しとするは、幾千萬人の經驗を集めて、其の粹を抜きたるものが、學校と讀書との教育なればなり。

我が國、學校の總數は三萬五千四百九十九にして、其の學生は七百五十八萬人あり。此の中、小學校は二萬五千九百十個にして、學生六百八十六萬人ありとす。而して右の各學校が毎年出だす處の卒業生は一百十二萬人にして、此の中、小學校の卒業生は九十四萬人あり。此等の學生は或は他人に雇はれ、或は己の家に在りて、事業を營むものにして、人此の間に處し、他人と競ふて大は國家の一員たる職分を盡し、小は己の事業に成功せんことは、無教育の能く爲す所にあらず

るを知るべし。

第二十九章 法廷に於ける人民 (上)

余は已に立憲國に於ける人民として、參政の權、兵士たる權につきて説けり。是より裁判所に於ける人民の權利と義務とを説かざるべからず。

第一に人民は法律を遵奉して、裁判官を尊敬することを忘るべからず。世には法律を蔑視するを以て、人民の自由なるが如く思ふ者ありと雖も、大に過てり。法律は我等が屬する國家の意志なることは、已に前にも云へるが如し。我等は國家の一員として、國家の意志を奉ぜざるべからざるや勿論の事にして、殊に我等の選舉したる帝國議會が、之を議決して法律と爲したる以上は、即ち我等自ら、また之を法律とす

蔑視

ることを承認したるものなれば、之を蔑視して、守らざることあらば、立憲人民たるの第一義を破るものたり。勿論、法律によりては、幾分か我等に不自由を與ふるが如き傾向あるものなきにあらずと雖も、是れ即ち法律が凡ての人民を一樣、平等に保護する所以なり。譬へば公道に汚穢物を投げ捨つることを禁ずるの法律ある時は、我等は幾分の不自由を感ずと雖も、同時に他の人々も此の法律のために公道に物を投ぜざるがため、道路は常に清潔にして、我等もまた、其の便利を受くる事を得るなり。若し我等にして公道に物を投ずることを得べくば、他人もまた同様に物を投じ、従つて道路は汚穢となりて破壊せられ、我、人、共に不潔と不便との爲に苦しめらるゝことを免れざるべし。然らざるものは、即ち法律の効用なり。畢竟、法律は凡ての人の自由を幾分かづゝ

制限して、同時に凡ての人を一樣平等に保護するものなれば、立憲國の人民として法律を遵奉するは、其の第一義たることを忘るべからず。

已に法律あれば、法律を司る者なかるべからず。其の人は即ち判事なり。判事は其の身分に於ては、司法大臣の管理の下にあるものなれども、其の職分は全く獨立なるものにして法律の示す所に準つて、公平なる裁判を下し、人民の權利を守るものとす。されば判事の國民に於けるは、權衡の商家に於けるが如きものにして、唯、これあるがために、我々と他人との間に、正義を維持する事を得るなり。若し商家にして權衡を亂雜に取り扱ふことあらば、權衡は久しからずして破損し、遂に用を爲さざるに至るべし。我等人民は國の權衡たる、判事を尊敬することを忘るべからず。

第三十章 法廷に於ける人民 (下)

余は法律の遵奉せざるべからざることを説きたれども、理も非もなく、奴隸の如くに屈服せよと云ふにはあらず。我々人民は如何なる場合にも、自由の民たることを忘るべからず。遵奉と云ふは自由の民たるを害はざる範圍に於て云ふなり。如何なる法律も、法律たる以上は遵奉せざるべからず。されど其の法律は實際、最早や國家の意志と見るべからず、國民の利益と相副はず、正義と相容れざるものなりと見るや、之を改正し、若しくは廢止するも妨げなし。之を改廢するは、即ち人民の有する參政權によりて、帝國議會にて爲し得ることなり。然れども其の改廢せらるゝまでは、之を遵奉せざるべからざるものとす。

判事を尊敬せよと云ふことも、また同じく、自由の民たる範圍内に於て尊敬せよと云ふの意にして、決して古の人民の如く、如何なる事にも甘んじて、屈從せよと云ふにはあらず。古は裁判官の法廷に入り來るや、被告人を見て、先づ有罪なりと認めて、之を攻撃漫罵するを常としたり。當時は辯護士なきが故に、被告人は自ら其の犯罪者にあらざること、若しくは己の處置の至當なりしことを述べざるべからず。而して被告人が自ら辨疏せんとするや、裁判官は上威に抵抗するは、不届至極なりとて、大聲に之を叱咤し、其の訴訟は、一に裁判官の心持のまゝに、決せられたりき。また國に法律の明文なきが故に、一に裁判官の宣告に任すの外なく、また勢力ある大名、大官より、裁判に干渉して、是非を過たしめし事少からざりき。故に如何なる明法官ありとて、人民が冤罪に

冤罪
ムシツク
ムシツク

苦しむことは少からざりき。今日は無論かくの如き判事あるべきことなしと雖も、若し之ありとせば、不法の判事なるが故に、自由の民は、決して之に屈從すべき義務なきものとす。要するに御身等は法律と憲法とに於て、十分御身等の權利を保證せられたる、自由の民たることを、如何なる場合にも忘るべからず。

我々、既に法律を遵奉し、判事を尊敬することを解し得て、勉めて善事を爲し、決して悪事を爲さざるものならば、法律も判事も我々に必要なきが如くなれども、猶ほ法律と判事とは我々に必要なり。日本人民は已に憲法に於て、政府に對する權利の大本を定められ、また刑法、治罪法、商法、民法、訴訟法等の法律に於て、政府と隣人とに對する御身等の權利を規定せられたり。御身等は此の權利を護りて、秋毫も他人に犯

されざることに注意せざるべからず。立憲政體は、獨立、自由の人民によりて、維持せらるべきものにして、獨立自由の人民とは、唯、其の權利を熱心に保護し、他人に侵害せられざる人民を云ふ。己の權利を他人に侵害せられて、之に甘んずるは、奴隸人民にして、かくの如き人民にては、立憲政體を維持せむと欲するも、望なき事なり。而して他人が御身等の權利を侵害したる場合に、之を回復するは、唯、裁判所に訴へて、理否曲直の判決を乞ふの外なし。御身等一人が他人に對して己の權利を守り、獨立を重んずるは、則ち日本國が外國に對して其の權利を守り、獨立を重んずる基なれば、御身等は些少なりとも、己の權利を侵害せられて、黙々たるべからず。且つまた、假令、他人の爲めに權利を侵されざるも、戶籍上の疑義を確定し、若しくは己の權利を確むるに方りては、必らず

法律と判事との力を要すること少からざるが故に、御身等は裁判上の事につきて、少しく知らざるべからず。御身等若し他人の爲めに、己の權利を侵されたる時、譬へば御身の所有物を所有物ならずとせられたる時、若しくは御身の拂ふべき理由なき、金錢の支拂を請求せられたる時、若しくは御身が爲さんと欲する事を妨げられたる時、若しくは戶籍上の疑義を決定せむと欲するとき、御身が先づ訴へ出づべき所を區裁判所とす。區裁判所の判決に不服なるときは、地方裁判所に訴ふべし。地方裁判所の判決、猶ほ御身の心に落ちずんば、之を控訴院に訴ふべし。控訴院の判決、猶ほ御身等に不満足ならば、御身等は之を大審院に訴ふることを得べし。大審院の判決は最終の判決にして、御身等は必ず之に服せざるべからず。

此の外、政府の行政官の所置につきて、御身が不當なりと信ずる場合には、また之を行政裁判所に訴ふる道あり。御身等は他人を訴へ、若しくは他人に訴へられざるも、他人の裁判に關して、證人として裁判所に召喚せらるゝことあるべし。かゝる場合には其の一言によりて、他人が非常の利害を感ずるを思ふて、決して輕々しく風説、若しくは傳聞を語るべからず。必ず己の實見したる所を語らざるべからず。若し事實を枉げて語らば、被告人の利益となると、否とを問はず、僞證罪と云ふ名によりて刑罰を受くるに至るべし。御身等が原告人たると、被告人たると、將た證人たるとに係らず。法廷に出でしとき、左の事柄を記憶せざるべからず。法律の前には、萬民皆平等にして、貴族と平民と官吏と人民との別なく、同一の權利と同一の義務とあるものなる事。

假令、他人に訴へらるゝことあるも、または警察官のために拘留せられて、未決監に收めらるゝことあるも、裁判官が有罪なりと宣言するまでは、何人も皆無罪なる人民なる事。凡そ裁判は、猥褻にして、公開を憚かるべき事柄、若しくは之を公にせば、秩序を亂す恐ある事柄の外、凡て公開すべきものなる事。凡そ裁判は、辯護人を附して、双方をして遺憾なく、理由と事實とを陳述せしむべきものなる事。凡そ裁判は、證據によりて、判決を下すべきものなる事。凡そ裁判は、被告人、原告人が任意に陳述したる證據に基くべきものにして、裁判官其の他の者より、強迫、威嚇、詐謀を加へて、陳述せしめたる證據は、證據とするに足らざる事。若し訴訟に關係したる人々と、裁判官と、親戚朋友の關係あ

る場合には、人民より其の裁判官を忌避する事を得。かゝる場合には他の裁判官出て來るべきものなる事。凡そ判事は、法律に條目なき事につきては、何等の所爲と雖も、之を罰するの權なき事。凡そ判事は、法律の公にせられたる以前に、犯されたる犯罪に對して、其の法律を適用する能はざるものなる事。

第三十一章 刑罰

國家の權力を分ちて三とす。立法權、司法權、行政權是なり。立法權とは法律を制定する權にして、帝國議會此の權を有し、司法權とは已に制定せられたる法律を實地に行ひ、之に違反したるものを罰するの權にして、裁判官之を有し、行政權とは萬般の政治を行ふの權にして、内閣大臣以下の官吏、各

其の官規に従つて之を有す。

國に法律あるは、不正を行ふ者を防ぎ、且つ不正を行ふ者を懲らすがためにして、罪人とは此の法律を破りし者を云ふ。されど單に、法律を破りたりと云はるゝのみにては、未だ罪人と云ふべからず。こゝに一人あり。法律を破りたりと思はるゝ事實あるや、行政權を代表する檢察官、先づ之を裁判所に向つて告發すべし。而して裁判官は其の告發せられたる者を法廷に召喚し、辯護士の力を藉りて、檢事の論告を反敗せしむべき便を與ふべし。かくて裁判官が双方の言ふ所を照らし合せ、また證人の言ふ所をも聞きて、其の人が愈、法律を破りたるの事實あるを認めたるときは、有罪なりとの判決を下すべし。此に至りて、其の人は、初めて罪人となるなり。此の判決を受くるまでは、如何なる訴を受けたりとも、其の

被告人は未だ罪人を以て目すべからず。然るに或る人が被告
 告人となるや、直に之を以て、罪人なるが如く思ひなし、また
 罪人として之を侮辱するは、輕卒の至りと云ふべし。政府が
 己の反對黨を嫌惡する結果として、之を拘引して、罪名を附
 するが如きことは、世間にあり得ることなれば、立憲人民と
 しては、此の間、慎重に考量し、輕々しく被告人を罪人視せざ
 るの用意なかるべからず。而して此の判決たるや、皆何人も
 承認すべき證據によるものなりとす。從來は被告人を拷問
 し、又は之を威迫し、強ひて其の承認せざる事を自白せしむ
 るの風ありしが、今や其の事全く已みたり。若しかゝる方法
 によりて、裁判する事あらば、違法の裁判なるが故に、被告は
 之に向つて、抗論する事を得べし。罪人は其の罪の大小によ
 りて刑罰を受く。刑罰を分ちて三種とす。其一重罪、其二輕罪、

罪名ヲ附ス
マミテ、カシタトイフナチ
 マナル

拷問
ウチダキマダハムリナコ
 トチシテヒコクニハク
 シヨウセシムルナイン

其三違警罪と云ふ。

何故に罪人に刑罰を課するかと云はば、彼等は惡事を爲し
 たるが故に、報復するものなりと云ふものあらん。されどこ
 れ舊時の刑罰の主義にして、今日の刑罰の主意は然らず。今
 日は社會と國家とに向つて、惡事を爲したる者を懲らしめ、
 且つ、暫時の間、其の身體を拘束して、再び惡事を爲す事能は
 ざらしむるを以て、刑罰の主意とす。故に死刑も唯、罪人を絞
 殺するのみにして、舊時の如く慘酷なる處置を爲すことな
 し。御身等は昔話にも聞きたるならむ。曾て我が國には磔殺
 と云ふ刑あり、罪人を柱に縛して、双方より槍を擧げて、其の
 腋腹を衝き、罪人の苦痛極まりたる頃、初めて其の喉を衝き
 て、之を絶命せしめることありき。是等は罪人に復仇する主
 意より、刑を施したるものなり。以上の刑罰を比較しても、ま

單位ダン
イテズンコカキカズニシ
トセシイナミダテルセ

連座レンザ
マキゾエ

た以て、古今世運の異なる所以を知るべきなり。
また昔は、社會の單位が家族にありて、法律も政治も、一個人よりも家族を目的としたるがため、一人功あれば一家を賞し、一人罪あれば、其の罰、家族に及ぶこと少なからず。即ち一家の主人にして罪あらんには、罪三族に及ぶと號して、父母、妻子まで罰せられしことあり。之を名づけて連坐と云ふ。然るに今日の社會は、一個人を單位とし、政治も、法律も、一個人を目的とするが故に、刑罰の場合にも、其の罪を犯したる本人のみに止まるものとす。然るに世間、猶ほ罪人の家族をも併せて、罪人視して、之を侮辱するものあるは、法律の理義にも適せず、世運の進歩にも反したることなれば、此の點につき、立憲人民は務めて寛容の量を養はざるべからず。

第三十一章 國民の經濟 (上)

我々は國家を維持せんが爲めに、租税を政府に納めざるべからず。此の租税を何より出すかと云ふに、我々の有する富の一部を割きて、之を政府に納むるに外ならず。故に青年はこゝにまた、國の富につきて、少しく學ぶの必要あり。
御身等の隣家の人に比して、御身等の父は富者なりと云ふは、何故なりや。御身等の父は、土地を有し、家屋を有し、多くの器物を有し、而して御身等の隣家は之を有せざるがために外ならず。此等のものを有すれば、何故に富者なりやと云はば、此等のものは、他人に賣らんと欲すれば、何時にても賣るを得べく、之を買ふものは、此等の物品に對して、代價を支拂ふべく、此の代價を以て、更に何物をも買ふを得べければな

り。故に富とは即ち價ある物品を指さし、富者とは即ち價ある物品を多く有する者を指さすものなるを知るべし。人の此の世にあるや、富なくして生活する能はず。最も多くの富を有する者、最も安樂なる生活を爲すを得べし。然れども人は一人にして富を作る能はず、必ず他人と共同するの必要あり。譬へば一枚の衣服を製するにも、農夫は棉花を作り、綿屋は之を綿に精製し、糸屋は之を糸に作り、機屋は之を木綿に織り、仕立屋は之を衣服に仕立て、而して御身は、之に對する代價を拂つて、御身の所有品とするものにして、その一枚の衣服は、農夫と、綿屋と、糸屋と、機屋と、仕立屋との六人の力を合せたるものなり、而して綿屋は農夫の手より、棉花を取るに代價を拂ひ、糸屋は綿屋の手より、綿を取るに代價を拂ひ、機屋は糸屋の手より、糸を取るに代價を拂ひ、仕立屋

は機屋の手より反物を取るに代價を拂ひ、御身はまた仕立屋より衣服を取るに代價を拂ふ。是は互に綿、糸、反物、衣服と云ふ富を受取らんがために、己の富を先方に拂ふものにして、之を名づけて富の交易と云ふ。是れ獨り御身と綿屋、糸屋、農夫、仕立屋との間のみならず、世界數億萬の民は、皆互に之と同様なる關係を保つ。

數千年前は、一の物品を得るの代價として、他の物品を與へたる時あり。譬へば獺の皮一枚を得んがために、其の代價として弓一張を與へたる類なり。此の風今に猶ほ未開の地に存在す。然れども斯くの如き品物交易は、甚だ不便なるがため、雙方とも貴重なる物品を擇びて、交易の媒とせんとして貨幣を生ぜり。而して初めは珍らしき、貝を以て貨幣とすることを發明し、其の後、更に進みて、金屬を以て貨幣とする

*之を品物交易と云ふ

に至れり。是れ支那の貨幣寶財、多く貝扁の文字ある所以なりとす。其の後、金屬の中、金銀最も得難くして、最も珍重せらるるがため、貨幣は金銀にて作らるゝに至りしが、金銀は携帯に不便なるがため、更に此の金銀を代表する、紙幣を用ふるに至りしなり。故に貨幣は之を以て、他の富を買ふべき力あるが故に、貴きものにして、貨幣その物が富なるにあらず。唯、富を代表する物品なるのみ。今日にありて、一個の紙幣が一圓となり、十圓となり、百圓となるも同一の理由による。如何に政府の力にても、議會の力にても、價なき紙片を一圓にも、五十錢にも通用せしむることを得べきにあらず。是は政府が日本銀行をして、其の金庫中に、金貨を蓄へしめ、此の金貨の代りに發行せしむるものにして、これを以て正金に引換ふべしと云ふ、約束證文に他ならず。然れども何人も、常に

正金と引換へむとするものなきは、正金は重くして、紙幣は軽く、携帯するには紙幣を便利とするがためのみ。徳川時代には、此の理の明らかならざるがため、幕府所有の金銀、漸次減少するや、金貨を改鑄し銅を雜へて、其の數量を増加して、國用に供せしかば、金貨の價、之より下落して、結局政府の損失に歸したること少からず。

以上の如く、紙幣は正貨の代表に過ぎず。而して何を以て正貨とするかは、各國皆事情を異にす。或者は、金貨のみを正貨として、之を金本位と稱し、或る國にては銀を本位とし、或國にては金と銀とを正貨として、之を金銀復本位と稱するなり。我が國にても數十年前は銀本位にして、日本銀行紙幣は、銀貨の代表なりしが、近年、銀の價格の變動、急激にして、本位貨幣たるの實を失したるがため、明治二十八年、清國より償

金を取ることゝなりしを好機とし、悉く之を金貨にて受取ることゝし、之によりて、我が本位を改めて、金貨本位とす。故に今日我が國の貨幣は、金貨が本位にして、一圓を以て單位とし、銀貨、銅貨等は其の補助貨幣として取扱はるゝに過ぎず。

第三十三章 國民の經濟 (下)

紙幣は金貨の代表に過ぎずと雖も、金銀貨幣もまた、それ自身一定の價あるものにはあらず。金銀貨幣によりて購賣し得べき、物品の多寡如何によりて價を上下す。此の點より云へば、金銀貨幣もまた、一種の商品に他ならずして、其の相場に高下あるものなることを忘るべからず。即ち、前月十圓金貨一個にて、絹物一反を買ひ得たるに、今月は十圓金貨の外

猶ほ一圓を拂はざるべからざることゝならば、是れ一面より云へば、物價が騰貴したるものなれども、一面より云へば、金貨が下落したるなり。此の如き金貨の下落、物價の騰貴は何によりて然るかと云ふに、要するに絹物を需要するもの多くして、供給之に伴はざるの致す所なれども、此の外また、此の需要供給の相伴はざるを見越して、買占めする商人ありて、實際の需要以外に、勢を激成するものあるがためなることもまた、看過すべからず。而して近年、世界列國を通じて、一體に物價騰貴の傾向あるは、金の産出高増加して、稍、金の價を減じたと、労働者の生活程度、漸く昇りて、生活費の増加したるがため、従つて労働賃銀を騰貴せしめて、日用物品の生産費を増加したるに由る。

我が國にて今日流通する紙幣は、概して四億四千萬圓より

五億萬圓の間を上下す。此の紙幣は日本銀行が其所有する金貨を抵當として、發行するものにして、若し此抵當の金貨を超過すること、非常に多からんには、國民に不安心を來さしむべき恐あるを以て、該銀行は毎週一回、其の紙幣の發行高を公表して、社會に安心を與ふ。我が國の商業に使用せらるゝ貨幣は、唯、此の紙幣あるのみ。金貨は殆ど一個も市場に流通せず、唯、日本銀行の金庫に貯蓄せらる。此金貨中常に國內にある金貨の總額は一億二千萬圓内外に過ぎず。此の外ロンドンにある我正貨二億七千萬圓内外あり。然れども、國內の商賣は唯、五億の紙幣のみによりて行はるゝものにはあらず、商業手形を以て取引せらるゝが爲め、紙幣以外の商賣の取引甚だ廣く、大正元年中の手形の交換高は、九十六億萬圓に達したり。

*ロンドンに金貨を置くは、ロンドンに外債を募集し、その外債の利子をその外債の利子支拂にあつるものとす。

政府は戦争の如き、一時急を要する場合、若しくは臨時の事業を辨せんがために、公債を募集することあり。此の公債は國內の商業閑散にして、貨幣の餘裕ある時は、之を國內に募集することあり。然らざるときは、之を外國に募集す。國內の公債を内債と名づけ、外國の公債を外債と名づく。我が國今日の内債は十三億四百萬圓にして、外債は十四億三千七百萬圓なり。此の外債は利子のみにも、五千七百萬圓内外なれば、毎年これだけの正貨を、外國に支拂はざるべからず。是れ主として日露戦争が生じたる結果なり。而して我が國の正貨は現今三億七千萬圓内外に過ぎざるが故に、六年後は利子支拂のためのみにても、滅盡すべき勘定にして、之を救ふは唯だ、我が貿易によりて、外國の正貨を吸集して、之を補足するの他なければ、益、我が貿易を隆盛ならしめざるべか

*明治三年以來、造幣局が鑄造したる金貨は九億九千四百萬圓に達す。今日、二億八千九百萬圓の金貨を造り、内、外貨を鑄造し、つ、つあり。

らず。

我が外國貿易は、明治十年には輸出二千三百三十四萬圓、輸入二千七百四十二萬圓なりしが、大正元年には輸出五億二千六百九十萬圓、輸入六億千八百九十九萬圓となり、三十六年間に、殆ど二十二倍となれり。此の三十六年間を通じ、輸出超過の年は十四ヶ年、輸入超過の年は二十二ヶ年にして、輸入が超過すれば、超過したるだけの金銀貨が、外國に流出する理由なれども、外國より來れる漫遊者の消費する正金、外國に勞働する邦人の送付し來る正金等にて、之を補填して今日に至りしものなりとす。三十五年間二十二倍の増加は決して少しとは云ふべからざれども、我が國の負ふたる多くの公債、今後爲すべき多くの事業あることを思へば、益、我が貿易を隆盛ならしめざるべからず。從來の貿易は原料品

加工品を外國に輸出する利益は此物品製造に要する貨源が國內に止る爲也
 *原料品とけ之を物品として他の物品を製造するものを云ふ

*加工品とは天然の物品に人工を加へ精製したる物品を云ふ

の輸出多く、近年稍加工品を出すと雖も、其の量甚だ多からず、而して我が國の面積甚だ廣からず、天産また甚だ富めりと云ふ能はざるが故に、今後は大に化學的工業に力を用ゆるの要あり。是れに就きては政府と人民と相俟ちて、深く意を致す所なかるべからず。

第三十四章 政治の主義及び政策

如何なる政府も、孰れの政黨も、皆國家の隆昌と、個人の幸福とを目的とせざるはあらず。然るに何故に、政府や政黨の間に、議論が絶へざるかと云ふに、此の目的を達するには、如何なる手段によりて可なるかと云ふことにつきて、見る所を一にせずして、乃ち茲に政治上の問題となるなり。譬へば世に個人主義と云ふことあり。英國のインヂビヂユアリズム

を譯したるものにして、名づけて個人主義と云ふも、必ずしも一個の利益をさへ考ふれば、國家は如何に成り行くとも、省みずと云ふ、無政府主義にはあらず。大局の上より見て、國家の中の一個人が、各自其の利益を追求するに任せ、國家は之に向つて、無用の干渉を爲さざるを可とし。此の如くして、一個人が發達すれば、國家の發達此に隨伴すと云ふにありて、此の主義の結論として、競争を許し、職業の自由を許し、人の私權を尊重し、此の自由と進歩との上に、國家を確立せんとするものにして、英國六七十年來の内政の進歩は、多くは此の主義の結果なりと云ふことを得べし。然るに此の主義の弊害としては、強き大なる個人は發達するも、弱き小なる個人は其の犠牲となるを免れず。果ては強大なる個人が、國政をも擅にして、國民の自由進歩を阻ぐるに至るべきが故

自由貿易は海外より來る物品を無税とするを主とし、保護貿易は海外より來る物品に課税して國産を助くることを主とする

に、政府の權力によりて、過大なるものを抑え、過少なるものを救ふことを目的として、政治を行ふべしと云ふ一派を生ず。是れ英語にて云ふコレクティブムなるものにして、譯して衆團主義と云ふべく、其の目的に於ては、個人主義と異ならざれども、個人主義は個人を出發點として進み、衆團主義は衆團即ち國家、若くは市邑を出發點として進み、最初より衆團の力に依頼せんとするものにして、其の結論として、自由競争を排し、私權を輕んじて、多くの事に國家の干渉を是認す。

以上の兩主義は、財政の上にも、産業政策の上にも、於ても、普通の法律制定に關しても、種々に形を變じて相争ふ。譬へば貿易上の自由説、保護説の如きも、此の兩主義の變形にして、或一種の物品が頻りに外國より輸入することありとせ

むに、之を防がんがため、外國より來る物品に重税を課して、内地に製造せらるゝ各種の物品に課税せざることあり。かかる場合に、外國輸入品に課する税を保護税と云ふ。集團主義にては之を主張し、之によりて内國の事業を保護せむと欲す。然れども外國より來る物品に重税を課する時は、之を買ふ者は、日本人民なるが故に、日本人民は重税だけの價格を増加したる、高價の外國品を買はざるべからざるに至らむ。畢竟日本人民全體の損失なれば、此の如き無用の干渉を爲さんよりは、自由に放任すべし。我れ外國の物品を買ふ代りには、外國また我が物品を買ふべきが故に、差引損する所なしと攻撃するは個人主義の主張にして、之を自由貿易説と云ふ。若し外國品に重税を課して、内地の物品よりも、高價ならしめつゝある間に、内地の事業が盛んに發達して、外國

品の輸入を防ぎ、且は遂に外國品より廉價に賣らるゝに至るの望あらば、國民をして一時の損失を蒙らしむるも可なりと主張するは、集團主義にして、是れ唯、内地に於ける二三の事業家を利するに止り、決して國を富ますの道にあらずと主張するは個人主義なり。

英國が個人主義によりて、無前の繁榮を來たしたる當時にありては、集團主義は殆ど勢力なかりしが、近年歐米各國、民衆の勢力、大に發達するに至りて、集團主義、稍、勢力を得、延きて我が國にも波及しつゝあり。蓋し個人主義は從來、小數なる上級豪族が、政府の權力を握り、此の權力によりて、人民の事業に干渉するを排せんがため、中等人民が發明したる政策にして、此の政策によりて利する所は、中等人民中の强者のみにして、下級の人民より見れば、一の豪族を除きて、他の

社會的立法
Social Legislation

豪族を迎ふるに等しきが故に、茲に衆團主義を歓迎して、中級の専制を排し、政府の干渉に依りて、幸福の分配に與らんとするものにして、下級人民の勢力を得る處は、即ち衆團主義の勢力の生ずる所なりとす。去れば何れの國に於ても、從來は唯如何にして國を富さんかと云ふことのみに思を凝らして、此の富が小數の富豪によりて、所有せらるゝも、多數人民の間に分配せらるゝも、之を問ふの暇なかりしが、近時に至りて、富を生ずるのみにては満足せず、此の富が巧みに國民多數の間に、配分せられんことを求むるもの多く、従つて社會的立法を要求するの勢を生じ來れり。社會的立法とは、國家が社會主義の中の穩なる幾分を採用して、實際に施さんとするものにして、譬へば一個の事業を起すとせば、之に要するものは、資本と、才能と、勞力となるに、若し此の事業

*カルテルは同業連合にしてトラストは同業併合なりトラストの結合強よしとす

より生ずる富が、資本を有する者の手にのみ入て、才能によりて事業を有する者、及び勞働者は、眞に奴隸に近き報酬のみを得ることあらば、これ富の分配宜しきに適はざるものにして、國の才能、工藝、勞力は衰へて、遂に一國の不幸となるべしと云ふ議論より、社會の負擔も、富の分配も、公平なるべしと主張するものにして、所得税に累進法を應用し、貧者に課税する割合を少くして、富者に課税する割合を増加せんとし、或は工場法を設けて、勞働者の勞働時間を制限せんとするが如き類を云ふ。

衆團主義は、またトラスト流行の風潮に反抗して、其の勢を増加するに至れり。獨逸のカルテル、米國のトラスト等は、同性質の事業を糾合して、同業内に競争なからしめて、其の事業に伴ふ、利益を壟斷せんとする手段にして、其の勢力の及

ぶ所需要供給の原則を打破し、社會一般はトラスト商人の命令するがまゝに、高き代價を拂はざるべからざるに至る。故にトラスト以外の人民は、勢い政府の權力により、衆團主義に基きて、此の利益壟斷の手段と相對抗せざるべからざるに至る。譬へば肉類のトラストに對して、肉類トラスト制限法を作らんとするが如き是なり。

我が國に於ては、トラストは已にあれども、其の勢い猶ほ未だ猛烈ならず。個人主義は信奉せらるれども、衆團主義もまた信奉せられ、工業を重んずるものも、農業をも重んじ、多くの主義は、死生の争を爲すほどに、相切迫せざるのみならず、同時に相行はるゝもの少からず。同一の政府に於て、相矛盾せる政策が奉ぜられ、同一の政黨内に於て相反對せる主義が同時に唱導せらるゝが如きは、國民の生活に、猶ほ原始的の餘裕あると、國民の耳目の甚だ開けざるとによるものにして、今後七八年に至らば、旗幟鮮明となり、離合截然たること、疑ふべきにあらず。

第三十五章 地方政治の一斑

御身等は、日本が武藏國若しくは薩摩國若しくは陸前國と云ふが如き、八十餘州に區別せられたるを知るならむ。これ古來、山河の自然の勢によりて、日本を區別したるものにして、之を名づけて地理上の區分と云ふ。内閣諸省は、日本國に政治を施すに方りて、五千萬人の國民に向つて、直接に命令、談話する能はざるが故に、國民と中央政府との間に立ちて、命令を受けつぎ、民情を上申し、または、其の權限内に於て、臨機の處分を爲すべき、官職あるを必要とし、以上の八十餘州

を、或は合し、或は分ちて、四十餘の府廳、縣廳を置く。其の主長を知事とし、一府縣をまた、數個に分ちて郡とし、一郡若しくは二郡に郡役所を置く、郡役所の長を郡長とす。以上の府、縣、郡を名づけて、行政區劃と云ふ。行政上の便宜のために、日本を區分したるものなるが故なり。郡の下に市町村あり、純然たる自治體にして、人民が自から管理する所とす。知事は内務大臣の監督を受け、他の各省大臣の指揮を奉ず。

此の地方政府は何事を爲すかと云ふに、道路、橋梁の修繕、郡市町村の經濟、官有地、備荒儲蓄、監獄、議員選舉、公共組合、衛生、警察等に關する事務を取扱ふものにして、民政の實務はここにありと云ふべし。其の他、中央政府と人民との間に立ち、政務執行の任に當り、人民の願、届等、みな此の處を經由せざるものあらず。故に知事の權力もまた甚だ大にして、臨機

の處分を要する場合には、軍隊に移牒して、出兵を請ふべき權あり。部内の判任以下の官吏は、之を獨斷進退する事を得。右の行政機關に對して、更に帝國議會に類する議會あり。即ち府會あり、縣會あり、郡會あり、而してまた市に市會あり、町村に町村會あり。市會、町會、村會の議員を選舉すべき權を有するものは、滿二十五歳にして一家を構へ、二年以來、其の市若しくは町、若しくは村の住民となりて、幾何にても地租を納め、若しくは直接國稅二圓以上を納むる者に限り、右の選舉權を有する者は、また議員に選舉せらるゝの權利を有す。また右の市町村會の議員選舉權を有する者にして、一年以來、直接國稅三圓以上を納むる者は、府縣會議員を選舉するの權あり。右の選舉權を有する者にして、直接國稅十圓以上を納むる者は、府縣會議員に選舉せらるゝの權ありとす。こ

れ等の議會は大政に要する所の大才を集むる所にあらず。管内の水理、土工、共有財産の管理等の事業を議するものなれば、勤勉、細心、眞に管内人民の痛苦、便益を考ふる郷紳士を選擧せざるべからず。

是等の地方議會が中央議會と異なる所は、其の議會中より、參事會員といふものを選出して、府縣郡市の行政事務を相談する一事にありとす。此の制度あるがため、地方の行政事務、多く地方人民の手に移り、今や地方は殆ど全く人民自治の實を擧ぐるに至りたり。

富士山の高きも、其の基礎は人の注意せざる裾野の土砂にあり。國家の大なるも、其の基礎は却りて府縣町村にありとす。昔、漢の文帝は、朕と共に國を治むるものは良二千石あるのみと云へることありき。良二千石とは、善良なる地方官と

*佛國にては内閣議長が同時に己の生長の縣會議長を兼ねたることあり

順應 ジュンオン
ハジケンミラロセイニアラ

云ふ事なり。また歐米各國にありても、名ある大政治家、學者、軍人が、繁劇なる社會より退隱するや、往々にして自ら地方議會の事務を助くるもの少からず。御身等もまた、深く地方の政務に留心せざるべからざるなり。人を愛せずして、家を愛すと云ふものあるも、余は之を信ぜず。地方を愛せずして、國を愛すと云ふも余は之を信ぜず。地方の政務に心を用ゆるは、愛國の第一歩たることを忘るべからず。

第三十六章 時勢に順應する處世の道

夏は單衣にて十分なれども、冬には綿入を重ねるの必要あり。時の變化に従つて、其の生活状態を變ずるは、人類が社會に順應する所以の法なり。然れば、今日の社會に順應せんとするものは、今日の社會が其の組織及び主義に於て、殆ど全

く、昔日の社會と相異なるものありて、従つて之に處する方
 法もまた自ら相異なるものあることを知らざるべからず。
 昔の社會は、政治も、學問も、社會の組織も、當時の状態を變化
 せしめざることを主としたるがため、道德も、風俗も、皆此の
 主義を助けんがために、建てられたるもの多かりき。譬へば
 百姓町人は、大名の私有財産の如くに解せられ、武士は武士、
 大名は大名、顯官は顯官、各々家柄なるものありて、其の家柄
 に生れたるものにあらずんば、右の位地を占むる能はず。之
 と共に其の家柄に對しては、相當の祿を與へて之を保護し、
 其の現狀に安んずれば、衣食に差支へなき様に用意せられ、
 而して人民生活上の慾望が昂騰すれば、自ら新異なる思想
 を生じ、従つて財産上の變動より、社會上の變化を來さんこ
 とを恐るゝがため、當時^{*}上見れば及ばぬことの多かりき筈

顯官

^{*}徳川家康の如きは此歌を書して子孫及び臣下と與へたり

被てくらせ己が心に」と云ふ道歌を以て、道德の極意となし
 たりき。此の如き社會に於ては、社會上の競争少く、生活の戦
 争少きが故に、儉約して現狀に甘んずれば、衣食だけは如何
 とも爲し得らるゝ仕組にてありしが故に、儉約は處世の第
 一法なりき。

此の時の社會は之を組織する要素は、一個人にあらずして、
 一家族なりき。故に財産も個人に屬せずして、家に屬するを
 主義としたるがため、一家の財産を他に轉賣し、若しくは分
 割するには、種々の手数を要する様にして、成るべく家産の
 減ぜざらんことを主義とし、また一家の長たるものが罪を
 犯すときは、罪、三族に及ぶと稱して、其の犯罪に關係なくと
 も、罪人の親、妻、子たるものは、罪人と共に刑罰を受くるの主
 義なりき。以上の如き時世なれば、凡ての學問も、道德も、處世

風の潮
フウノウシ
カキミトイフコトニテ
キニキチヒクイフ

の方法も、皆これに順應せんがために案出せられたるものにして、明治の前半期までは、此の風潮にて推し來りたり。然るに近時の社會は、其の組織、其の主義、其の風俗に於て、全く此の舊社會と相異なり、大名なく、藩士なく、藩士の家録なく、之と共に生活上の慾望、大に盛にして、世事日に新にして、また日々に新たなれば、財産上の變動多く、社會は生活上の一大戰場となり、早最やただ儉約するのみにては、之を守るべき家録もなく、従つて人民各自、退きて守るよりは、進んで取るにあらざれば、衣食の道なきに至り、また法律上にも、政治上にても、家族を單位とせず、一個人を單位とし、財産は家に屬せずして人に屬し、法律の前には、父子相争ふことすらも認められ、従つて一人罪あれば、罪は其の人に限られて、家族に及ばざる事となれり。一言にして盡せば、今日の社會

積極的
セキキョクテキ
キョクテキ
キョクテキ

は、財産も、生活も、潮の如くに變動し、此の變動に應ぜんが爲めには、國家は一個人を以て、國の本位とするに至りたれば、従つて家族主義と、現状維持とを主義とする、舊社會の道德、風俗、處世の法は大部分今日に通用せざるに至りたり。二宮尊徳の儉約も、世祿ありて社會上の變動少き時には有用なれども、世祿の制なくして、社會上の變動多き今日には、心せずんば應用し難かるべく、鏡山のお初の忠義も、月給にて雇人を使用する今日には應用し難し。今日の社會には獨立、自敬、進取、勤勉等萬事一個人の力と責任とを信じて、積極的に經營するの處世法を忘るべからず。今日にても我々が家族主義時代の如く、親族一門に深切なる全情と、援助とを與ふるは、美德として尊崇すべきことなれども、之は此の徳を行ふものゝ徳にして、今日にありては、他人より此の徳を強ゆ

三代相恩
サンダイイヂオン
センゾウキミトナリケ
ンケイアルコトワレヌカ

情操
シヤウサウ
コロガク

る能はず。今日にても封建時代の奴僕の如く、其の雇主に對して、全力を盡して仕ふるは獻身的の生活として、美はしき心掛には相違なけれども、是は其の人の心持次第にて、三代相恩の主君にもあらず、一生捨扶知を與ふる主人にてもあらざるものより、強いて之を求むる能はず。去れば昔の美談にある人々の情操の優しきを嘆稱するは可なれども、其の形式までも今日に行はしめんとするは、爲し得べきことにあらず。

今日の社會は、萬人皆平等にして、凡ての人に自由を與へ、凡ての人に機會を與へ、凡ての人に力を與へ、而して凡ての人に責任を賦課す。若し己の自由と責任との外に、己を割きて他人に與ふるの徳を行ふものあらば、是れ與ふるものゝ恩恵にして、他より之を要求すべきにあらず。

第三十七章 政治と生活との關係

人の體內には心臓なるものあり。一滴の血液をも作り出すものにはあられども、凡ての血液は、必ず一旦、此に入りて、後に全身に流通するが故に、心臓の良否は、直に血液流通の良否となり、血液流通の良否は、直に健康の良否となるは人の知る所なり。政治と國民の生活との關係は、恰も心臓と身體との關係の如し。政治は一石の米を生ぜず、一俵の鹽を生ぜざれども、國民の生活は、悉く政治に關係せざるはなし。故に政治の善惡は、即ち國民生活の善惡となるが故に、國民は一日たりとも政治を冷眼に看過すべきにあらず。

或人は政治は政治にして、商賣は商賣なり。此の間何等の關係もなし。政治のことは政治家が心配すれば可なり。商賣人

は商賣に勉強すべきのみと云ふ。然れども、是れ心臓は一滴の血をも作り出すものにあらざるが故に、身體に取りて、重大なる關係を有するものにあらずと、信ずるものと等しく、思慮極めて淺きものと云はざるべからず。譬へば此に干涉保護主義の政治家が勢力を得て、議會にも多數の同志を有し、延きて内閣にも入りて其の意見を行ふことありたりとせん、世には之を見て殆ど、最負の相撲の勝敗を見るほどにも感ぜざるものなきにあらず。然れども此の政治家の努力の結果として、外國より來る米穀に重き輸入税を賦課して、内地産の米の價格を維持せんと欲することあらば、其の國民の生活に及ぼす影響は如何なるべきか。第一に外國より輸入する米は、賦課せられたる輸入税だけの價格を騰貴せしむるが故に、此の騰貴は延きて内地米の價格をも騰貴

同志
コ、ロ、ナ、ナ、ト、モ、ダ、ナ

せしむべし。米價已に騰貴したる以上は、此の米を食ふて勞動する市府の職人の賃銀も從つて騰貴すべし。賃銀已に騰貴したる以上は、此の高き賃銀を拂つて製造する一般物品の價格も從つて騰貴すべし。一般物品の價格騰貴すれば我々國民の日々の生活費は増加する譯なり。此の如くしても我々は猶ほ政治は國民の生活に關係なしとて、冷眼に看過すべきか。

更に他の一例を擧げんに、藍の如きものは從來如何なる處にても、産出し得るものにあらざりしが故に、阿波地方の農民は、之によりて非常の利益を得たりしに、歐洲にて人造藍の發明せられ、而して此の人造藍は極めて廉價に我が國にも輸入し來るを以て、阿波地方の藍は、價格に於て外國品と競争し得ず、一時は殆ど藍作を廢絶せんとしたりしが、近年

に至り、外國の人造藍に稍重き輸入税を課したるがため、其の價格少しく騰貴したるより、日本藍も之と競争するの餘地を生じ、阿波地方の藍作も多少復興するに至りたり。此の如く、にても猶ほ政治は商賣に關係なしとて、冷眼に看過すべきか。

右は單に一二眼前の例を擧げたるに過ぎざれども、實は商業より、教育より、工業より、農事、學問、衛生に至るまで、如何なる些細の事にて、一として政治に關係なきはなく、甚だしきは政治の結果として、全然廢絶し、或は政治の結果として、忽然として現出する商業あり。然るに此の關係を知らざる人には、商賣は商賣にして、政治は政治なりとて、政治上の變動、政治家の進退を見ること、小禽の梢より梢に移るを見るが如くし、之を以て如何にも老成着實の如くに思ふものあり。

老成着實
オウセイチャクジツ
トシトリテキナツク

れども、是れ己の財産の管理法すらも知らざるものにして、惑へるも甚だしと云はざるべからず。況や立憲人民は其の一身一家の利害の外國政の善惡に就きて力を致すの責任あれば、我が國民が政治を見ること、己の家政の如くに熱心ならんことを希はざるべからず。但し熱心と云ふも、必ずしも自ら政治家たるべしと云ふにはあらず、唯、心を留むるの一事にて足る。苟も心を此に留めんには、之に盡す所以の道は、身分と境遇とに従つて自ら湧き出づべし。

人、動もすれば、歐洲の政治の美を説く。然れども此の美は、歐洲の人民が政治を好むこと、競馬を好むが如く、ベースボールを好むが如くなるより、此等國民の熱心と、注意とが、政治に集中したる結果なることを忘るべからず。